

和 田 光 弘

本稿ではデジタル史料と未刊行手稿史料という相異なる2種類の史料を用いて、18世紀のアメリカ ――とりわけ後半 ――の一断片を読み解いてゆく。具体的なテーマは、デジタル史料に関してはジョージ・ワシントンに関連する懐中時計、未刊行手稿史料に関しては裁判所の発した差押え命令である。前者を扱う第1章は、すでにその論究の一部を開陳した拙稿(1)の第3章「ワシントンの懐中時計」の続編であり、『ワシントン手稿集成』のデジタル版を悉皆調査した結果を受けて、さらに議論を展開させたものである。後者を扱う第2章は、筆者の個人蔵の新史料(文書館等に収蔵されていない一紙文書)を分析したもので、史料の物理的組成・形態(テクスチャー)を詳細に描き出したのち、原文テクストの釈文を翻刻し、和訳・註解・解説を施している。いずれの史料からも、これまであまり知られていなかった興味深い知見が汲み出されるはずである。

第1章 デジタル史料の分析 — ワシントンの懐中時計 (その2)

第1節 大陸軍と懐中時計

前稿(「デジタル史料のなかのワシントン」)の第3章、表6に示した史料31点を、『ワシントン手稿集成』中の新たな「史料集合」とし、それをさらに「構造化」(第3段階目)して析出されたのが、次の5種の分類であった。すなわち、①ワシントン一家のプライベートな懐中時計の購入(レピーヌ^②製作の時計を除く)に関わる史料15点、②レピーヌ製作の懐中時計の購入に関わる史料2点、③G・W・フェアファックスの形見の懐中時計に関する史料2点、④大陸軍における時計の使用に関する史料8点(史料番号9~11、13~15、18、19)、⑤故コクラン少佐の懐中時計の返却に関する史料3点(史料番号24~26)である(史料番号は表6中のもの)。前稿においては①と③を俎上に載せた。本稿では④と⑤を対象に分析をおこない、②についてはさらに別稿に譲りたい。本節ではまず④の史料、すなわち大陸軍における時計のあり方をヴィヴィッドに証言する史料を考察の対象としたい。全部で8点を数える当該の史料は、形式の種別でいえば、ほとんどが「一般命令」に該当する(表1-1)。一般命令(general order)とは全部隊に対して発せられる命令で、特定の部隊に対して出される特殊命令(special order)と区別される。つま

対 象	史料番号	日 付	種 類	司 令 部
全部隊	9	1778/4/1	一般命令	Valley Forge
"	10	1778/5/4	一般命令	Valley Forge
"	11	1778/5/16	一般命令	Valley Forge
"	14	1779/6/20	一般命令	Smith's Tavern
<i>"</i> 5	18	1781/6/*	(命令書)	
全部隊	13	1778/12/23	一般命令	Middle Brook
裁判	15	1779/11/20	一般命令	Moore's House
"	19	1781/8/9	一般命令	Dobb's Ferry 近傍

表 1-1 大陸軍内の懐中時計に関する資料

り一般命令においては、軍規や裁判に関するものなど、全部隊に周知徹底させたい事柄が明記されており、大陸軍全体と時計の関係を探る上で、非常に重要な史料群といえる。そして同表に記したように、これらの史料8点は、その内容からさらに2種に分類できる(第4段階目の「構造化」)。大陸軍内の「時間」に関わる規律、端的に言えば時間合わせに関する史料(史料9、10、11、14、18)と、懐中時計の盗難等の裁判に関わる史料(史料13、15、19)である。以下、これらの史料の関連箇所のみ抄訳し、それぞれのカテゴリーごとに分析を加えたい(《 》で示した下位カテゴリー内の史料は、時代順に並べた)。ただし抄訳といえども、懐中時計関連の語を含む文章はすべて訳出しており、その意味では網羅的な訳といいうる。なお、[] は筆者が補った語であるが、() は史料中の言葉である。

《大陸軍内の時間合わせに関する史料》

【史料9】今朝の閲兵式に遅れてくる旅団があった。将軍[ワシントン]は、これが懐中時計の指す時刻の違いによるものとして、今後、時間に関して一層の厳守を徹底させるため、[総務を職掌する] 高級副官(Adjutant General)は、司令部の置時計[もしくは柱時計]によって自らの懐中時計の時間を合わせ、次いで各旅団副官(Brigade Major)が高級副官の懐中時計に合わせ、さらに各[連隊の]副官(Adjutant)がそれぞれの旅団副官の懐中時計に時間を合わせることを定める。

【史料10】全軍において最も厳格な均一性が確保されるためには、どのような行動も彼[監察総監Inspector General]の指示なしにおこなってはならず、行動の方法もその指示と異なるものであってはならない。・・・・・・また、教練の時間は各旅団において厳格に守られねばならず、その相違が懐中時計の指す時刻の相違によってもたらされてはならない。高級副官の懐中時計に各自の懐中時計の時間を合わせるためには、先月1日の命令[【史料9】]に適切に留意すべきである。総司令官[ワシントン]の望むところは、旅団長[准将]と各旅団の士官たちがこれらの命令に厳格に従い、大陸軍を鍛錬するこの得がたい貴重な機会を無にす

ることなく、各旅団が互いに競い合って、頂により早く、より高く到達することである。

【史料11】暑い季節へ向かっているので、教練の開始時刻を1時間早めるものとする。全軍は、朝5時ちょうどに準備を整えて[整列して]いなければならない。監察官(Inspector)や旅団副官は、各自の懐中時計を司令部の置時計[もしくは柱時計]に合わせておかねばならない。

【史料14】[各自の懐中時計で] 異なる時間が生じないように、また歩哨が [分レベルで] 同じ時刻に整列できるように、旅団副官は毎日、高級副官の懐中時計によって自身の懐中時計の時間を合わせなくてはならない。

【史料18】またこのたびは、[攻撃のために]正確な時刻が得られねばならず、懐中時計は 正確に合わせられねばならない。攻撃の時刻も同様に定められ、可能な限り、どの地点にお いても同時でなければならない。

これらの史料中に登場する軍隊関連の用語であるが、そもそも大陸軍においてはイギリス軍と 異なり、将官 (general) は少将 (major general) と准将 (brigadier general) の2階級のみが設定 され、通常、前者は師団 (division)、後者は旅団 (brigade) を指揮した。もちろん、「大将 (General) にして総司令官(Commander in Chief)」たるワシントンの階級は無比のものである⁽³⁾。ただし、 【史料9】中の「将軍("the General")」については、ワシントンではなく、次の【史料10】に登 場する監察総監(Inspector General)のフォン・シュトイベンを指す可能性も排除できない。す なわち、"Inspector"の語を付さず、単に"the General"と記した可能性である。たとえば同史料 では、両者の区別を意識してか、ワシントンを正確に「総司令官」と記している。ただ、【史料 9】では、訳出した文章の前に別の命令は記載されておらず、前提となる内容の無いなかで「将 軍("the General")」とした場合、やはりワシントンその人を指す可能性が高いと思われる。と もあれ、【史料9】、【史料10】、【史料11】はいずれも、かの有名なヴァリーフォージの冬営にお いて発せられたもので、監察総監のフォン・シュトイベンがワシントンの信任を得て、大陸軍内 に軍規・軍紀を確立していった有名な史実を証言するものといえる。ただ、時間合わせについて いえば、前述の【史料9】が示すように、その指示はシュトイベンではなく、ワシントン自身が 発している。先に述べたように確定的には言いにくいものの、時間に厳格なワシントンの面目躍 如たるところであろうか。【史料11】は、軍隊内での、いわばサマータイムの採用事例として興 味深い。ただしこの時計合わせのプロセスには、正確には高級副官の存在が省略されている。ま た、【史料9】などには記述のない監察官について記されているが、この監察官の懐中時計が、 旅団副官のそれ以上に、さらに連隊レベルで参照されることはなかったであろうから、捨象して 考えてよかろう。【史料14】と【史料18】の2点は、ヴァリーフォージ後の史料である。【史料 14】は、前掲の史料と同様の内容であるが、分レベルの正確さ("at the same minute")を求め る表現が示唆的である。【史料18】は一般命令というよりも、具体的な作戦命令の一部といえよ

う。なお、当該史料については不詳な点が見られるが、それは文書の最初のページが失われていることによる。ただし、その最初のページにはワシントンの名が冒頭に記されていた旨、裏書の文章から推察できる。

ともあれ、大陸軍内での時間合わせに関する このシステムをまとめて図式化すると、図 1-1 のようになる。大陸軍の時間合わせの制度につい



図 1-1 大陸軍における懐中時計の時間合わせ

て詳述した論考は管見の限り知らないが、この図を見ると、非常に整合的かつ現実的な仕組みが 作り上げられていたことがわかる。しかしここで一つの疑問が生じる。そもそも司令部に置かれ た置時計もしくは柱時計(携行したものや、現地の建物に設置されていたもの等)は、どのよう にして時刻を合わせたのであろうか。置時計や柱時計の精度は、姿勢差の生じざるをえない懐中 時計よりも、かなり高かったと推測されるものの、たとえ当時最先端のクロノメーターやレギュ レーター (標準時計) 級のメカニズムを備えたものであっても、日差のレベルを完全に克服する ことはできず、また部隊の移動にともなって動かす必要もあり、時刻修正が不必要ということは なかったはずである。ではその時刻修正の手段は何なのか。それは、むろん日時計しかありえな かったであろう。日時計にはいくつかのタイプがあるが、携行可能なものでも緯度等を正確に合 わせて設置し、均時差を考慮して計算すれば、かなりの精度が期待できる⁽⁴⁾。ただし、日時計に よって本部の地点の正確な時刻が得られなかった場合でも、部隊全体がその時刻に合わせて行動 するならば、特に大きな問題は生じなかったであろう。のみならず、敵と時刻がずれる ―― も しくは故意にずらす ―― ことで、作戦行動の情報漏洩にも対応できるという利点すら指摘でき るのである。このように、いわば「相対時刻」の方が「絶対時刻」よりも重要であったといえ るが、それゆえにこそ、「相対時刻」のシステム内(すなわち部隊内)では、むろん個々人によ る勝手な時刻の確認・設定は許されず、中央(すなわち司令部)の時刻が徹底されることは絶 対条件であった。時刻伝達網の構築が重要視されたゆえんである。

《懐中時計の盗難等の裁判に関わる史料》

【史料13】ハミルトン少佐の奉公人と見られる人物の溺死体がラリトン川 [ラリタン川] で発見された。この遺体が身に着けていた懐中時計と現金を現在所持している人物を知っている者は、当直の部局に当該の情報を届け出ること。

【史料15】今月1日の同法廷において、ディカソン中尉が「士官や紳士としての資質に相応しくない振舞いをした」かどで裁判にかけられた。「その1、ある士官の出納簿をひそかに探り、しかる後にその内容の一部を、士官たちの集まる公の場で公表した。・・・・・・その5、ある兵卒の懐中時計の修理を自ら約束したにもかかわらず、謝礼金を取ろうとした。・・・・・・そ

の7、ある士官の従者を取り調べて、その士官のプライベートな行動を探ろうとした。」 ……[法廷は] さらに、その5、その7についても有罪と認め、軍規第14条21項に違反し たかどで、同人を除隊とする。

【史料19】クレイン大佐の砲兵連隊配属の砲手補佐 [matross] ピーター・ムーアが、「就寝中のフランス兵の懐から6ギニーと銀製の懐中時計を盗んだ」かどで裁判にかけられた。法廷は熟慮の末、ピーター・ムーアへの訴えは立証されないとの見解を示した。・・・・・勾留中のピーター・ムーアは釈放される。

【史料13】中のジェイムズ・ハミルトン少佐はペンシルヴァニア第2連隊に所属し、1783年1月に退役している。なお、本史料集成を編んだフィッツパトリックによれば、この史料の一般命令が発せられた時、全軍の指揮権は一時的にスターリング卿に委譲されていたと考えられる。ワシントンが大陸会議を訪ねるために、前日の12月22日にミドルブルックを発ったためである。ワシントンは同日にフィラデルフィアに着き、翌年の2月2日まで滞在し、2月5日にミドルブルックに戻っている。ラリトン川はニュージャージーを流れる川で、今日の綴りではラリタン川となる。【史料15】で「罪状」として挙げられている8点については、必ずしも厳密には法律に触れるものばかりとはいいにくいであろうが、少なくともみな、ジェントルマンとしての行動規範に反する事柄であり、看過できない「罪」であったことがわかる。そもそも士官たるジェントルマンは、当時は敵味方を越えてある種の階級意識を共有しており、それゆえヨーロッパから多くの軍人が、仕官を望んで大陸軍のもとにはせ参じたともいえる。したがって、そのようなコミュニティの倫理に反する人物については放逐するほかなく、軍事裁判(軍法会議)の結論が、軍からの追放であったことも大いに首肯されよう。

【史料19】にでてくる砲兵であるが、当時、大きく分けて3種があった。史料中の砲手補佐は大砲の発射に際し、あまり技術を要しない仕事を担当し、砲手(gunner)は大砲の装填や照準合わせを担い、弾薬手(bombardier)は弾薬の準備や迫撃砲の発射の技能を有した者である⁽⁵⁾。この裁判の過程を見ると、裁判官が証拠に基づいて判決を下す姿勢が見て取れ、当時の軍法会議が健全に機能している状況が推察される。ただし、告訴人がフランス人であるから、アメリカ側に有利な判決となった可能性も排除できない。また逆に、訴えたフランス人も、アメリカ側の兵士に偏見を抱いていて、それが告訴につながった可能性もなしとしない。さらにいえば、当時6ギニーは相当な大金であり、銀の懐中時計もかなり高価な品であるから、これらを所持していたフランス兵は、史料には"a french soldier"と記されているものの、士官クラスである可能性もあり、一方、被告人のムーアなる人物が、砲兵のなかでも下位に位置づけられる砲手補佐であることから、告訴に階級的な偏見を垣間見ることができるかもしれない。ともあれ、懐中時計の盗難について触れた【史料13】【史料19】からは、戦場でそのような事象が散見された状況が見て取れ、次節で見るように、ダニエル・モーガンがコクランの懐中時計を入手した経緯も、そのような流

れの中にあることがよくわかるのである。

第2節 コクラン少佐の懐中時計 ―― その返却をめぐる書簡のネットワーク

イギリスの軍人アレグザンダー・フォレスター・イングルス・コクラン海軍大佐は、アメリカ独立戦争中、西インド諸島で軍務につき、1782年にイギリスに帰還、やがて現役を退いた⁽⁶⁾。彼の兄、英陸軍少佐のチャールズ・コクランはコーンウォーリス将軍の副官を務めていたが、不運にもヨークタウンの戦いで戦死した。この戦死した兄、コクラン少佐が携行していたはずの懐中時計が遺体に見当たらず、弟が取り戻そうと考えたのが本節の話の発端である。前節の裁判の事例からも、懐中時計が戦場で盗まれたであろうことは容易に想像がつく。弟のコクラン大佐は、何らかのつてでアレグザンダー・ハミルトンに善処を依頼し、ハミルトンはさらにワシントンに助力を求めた。その結果、ワシントンとハミルトン、さらにはダニエル・モーガンらも巻き込んで、1788年の8月から11月まで、何通もの書簡が交わされることになったのである。もっとも結論から言えば、この件にまつわるやり取りは、単に時計をテーマとしたものだけに留まらない重要性を秘めていたように思われる。この点については本節の最後に開陳したい。

前節の冒頭に記したように、本節で扱うのは『ワシントン手稿集成』を対象とした第3段階目の「構造化」の中の1つ、⑤故コクラン少佐の懐中時計の返却に関する史料3点(史料番号24~26)である。ただし、『ワシントン手稿集成』のデジタル版から析出されたこの史料3点のみでは、建国の父たちのコミュニケーションの全貌をつかむことはできない。そこで本節ではさらに『ワシントン文書集成』、ワシントンの日記、『ハミルトン文書集成』なども史料として用いながら(**)、故コクラン少佐の懐中時計に関する一連のやり取りの全体像を把握したい。かかる全体像を可能な限り調べ上げてまとめたのが表1-2であり、未発見(もしくは滅失)や推定のものも含めて計14点が対象となる。本節で用いる史料番号は新たにこの表に記したものとし、同表中の「史料番号等」の欄にある24、25、26の番号が、前稿の表6に対応したものとなる。なお、これらの史料全体について、あらかじめ時系列上で確認しておくべきは、9邦の批准を得て合衆国憲法が発効したのが1988年6月21日、その後、ヴァジニア邦による批准が6月25日、ニューヨーク邦の批准が7月26日という流れである。つまり、少なくとも【史料2】以後の書簡はすべて、これらきわめて重要な政治的イベントが無事に完了した後の―― その直後の―― 史料といえる。

ちなみに当時の書簡は、前稿でも触れたように個人的なネットワークを通じて転送されるものが見られる一方で、郵便網もすでにある程度は整備されており、個人的なネットワークを補完し、その一部を構成しただけでなく、並行して多くの需要を引きつけたと考えられる(合衆国郵便局は1775年にフランクリンによって設立され、92年に郵政省に改組された)。もっとも、郵送代金は後払いが一般的で、受取人(受信人)が配達人に直接支払う仕組みになっていた。手紙の発信人が郵便局で先払いする例はまれであり、そのため受け取り拒絶による郵送料金の未回収事例が

表1-2 コクラン少佐の懐中時計の返却に関する書簡 (1788年)

l I			関係者					史料		
毎	ワシントン	ハミルトン	モーガン	ムスティエ伯	コクラン	史料番号等	史料形態	W	DW	Н
П		宛			? कि	推定				5:201-2
2	宛	8月13日付					ALS	CS6: 443-4	I	5:201-2
3		8月13日付	第			未発見		CS6: 443-4		5:201-2
4	8月28日付	苑				24	ALS, LBC	CS6: 480-2	5:384-5	5 : 206-8
2	8月30日付		窥			25	LBC	CS6: 482	9-382-6	
9	苑	9月付				-	ALS	PS1: 23-5	-	5: 220-2
7	10月3日付	苑				-	LBC	PS1: 31-3	5:402	5: 222-4
8	宛		9月/10月付			推定				
6		苑	9月/10月付			未発見	-	-	-	I
10	10月18日付	沒				26	LBC	PS1:51	5:409	5: 227
11	11月6日			口頭依賴		-	-	_	5:416-9	
12	11月6日付	苑					AL(S)	PS1:97	5:419	5:230
13	苑	11月18日付				-	ALS	PS1: 118-9		5:233-4
14		11月18日付	沒			未発見	1	I	I	5: 232-3

[史料略号] W:『ワシントン文書集成』 (CS:Confederation Series, PS:Presidential Series),DW:『ワシントン日記(ワシントン文書集成)』, H:『ハミルトン文書集成』

[史料形態略号] ALS:自筆自署書簡、LBC:ワシントンのレターブック所収の控え

頻発したとされる。合衆国がイギリスに倣って切手の仕組みを導入するのは1840年代であり、 われわれの史料が、それよりも半世紀以上も前のものであることに留意したい。

なお、ここで用いる『ハミルトン文書集成』は、1961年から79年にかけて26巻、87年にさら に1巻が追加されて全27巻の威容を誇る刊行史料である。ハミルトンの発信書簡のみならず来簡 (来書、来信) も収録しており、『ワシントン文書集成』や『ジェファソン文書集成』などが刊行 中であるのに対して、すでに全巻が刊行済みである点がメリットとなっている。本稿の執筆時に は電子化されておらず、刊行本を利用したが、2011年8月に第9巻までが電子化され、アップ ロードされた。じつはこの電子化プロジェクトは、ヴァジニア大学を中心に進められている「ロ タンダ」と呼ばれる史料データベースの統合プロジェクトの一環であり、この「ロタンダ」でと りわけ充実している建国期のデータベースには、ワシントン、ジェファソン、アダムズ、マディ ソンらの各文書集成も電子化されて収められている。たとえば『ワシントン文書集成』は、この プロジェクト発足以前からデジタル化が進められていたが、この「ロタンダ」の名の下に、他の デジタル版文書集成と統合され、驚くべきことに、収録されているすべての文書集成を通じた全 文検索が可能となった。つまり建国の父たちが用いた言説が、たちどころに悉皆調査できるので あり、初期アメリカ史研究の方向性を定める壮大なプロジェクトといえる(8)。高額な利用料等の 問題はあるものの、今後の活用が大いに期待される。さて以下では、14点の史料から、未発見の (もしくは滅失した) 史料 (その存在が他の史料の言及から確実であるが所在不明、もしくは現 存しない)や、存在が推定されるのみの史料(その存在の可能性が他の史料から推測される)な どの6点を除いた計8点について、抄訳を掲げたい。なお、史料中のイタリックは傍点とし、 「/ 」は改段落の意である。

【史料2】1788年8月13日、ニューヨークにて。

拝啓 イギリス海軍のコクラン大佐が、ヨークタウンで戦死した兄が所持していた、家に伝わる懐中時計(family watch)を取り戻すべく、私に助力を求めてまいりました(その時計は現在、□□ [ダニエル・モーガン] の手元にあります)。大佐の要請に従うべく、(□□ [ダニエル・モーガン] 宛てに)手紙 [【史料3】] をしたためました。大変勝手ながら、添付したこの手紙を貴殿よりご転送いただけないでしょうか。また、その内容に不適切な点がないようでしたら、願わくばコクラン大佐のために、貴殿のお力をお貸しいただけないでしょうか。当該の懐中時計は、その本来の価値以上に、愛情というものが関わりがちな類の一つで、誰もが自然にその声に従ってしまわずにはいられません。/パブリアスの筆名で著した文書の1セットをマディソン氏に送り、貴殿に転送するようお願いしておきました。きれいに装丁されており、貴殿の図書室にお納めいただければ光栄です。ご存じのことと存じますが、これらの文書の主要な筆者はマディソン氏と私で、ジェイ氏にもご助力いただきました。/新政府の件ですが、この国の人々が間違いなくあまねく望んでいる事柄について、

貴殿が応じていただくお心を固められたものと確信いたします。僭越ながら、新政府の最初の仕事に貴殿のご助力をいただくことは必要不可欠です。最も大きな影響力を有する方が、まず初めに新政府の土台固めをしていただかなければ、制度を導入しても効果はありません。 【史料4(24)】1788年8月28日、マウントヴァーノンにて。

拝啓 喜ばしいことにも、モーガン将軍宛の手紙 [【史料3】] が添えられた13日付の貴兄の手紙 [【史料2】] を落手いたしました。モーガン将軍宛の手紙は、最初の便で転送いたします。さらにその中に書かれた貴兄の意向を汲んでくれるように、私の方からも特に口添えをいたします。戦場に倒れたイギリス士官の懐中時計が、如何にして(その戦場から遠く離れた所にいた)彼 [モーガン] の入手するところとなったのか、私には想像だにできませんが、もしそうだということであれば、当該の懐中時計が家族のもとに遅滞なく届くことは、私の喜びとするところです。/ パブリアスの筆名で書かれたこの政治的な文書を熟読して非常に満足いたしましたので、私の図書室の特等席に並べたいと考えております。・・・・・/ 貴兄が、前の手紙の最後で触れたデリケートな話題については、何も言うことはありません。というのも、そのような事態は決して生じないでしょうし、もし万一生じたとしても、新たな情報によって、より賢明で礼節をわきまえた行動が可能になるのであれば、最終的な究極の決断を延ばすのが分別というものでしょう。私は今の気持ちを貴兄に隠し立てするつもりはありませんし、私自身は引退して、自分の農園で心安らかに生活し、死んでゆきたいというのが、私の最大の、そして唯一の望みであると貴兄に申し上げても、決してそれが見せかけでないことを、親愛なる貴兄であれば十二分にご承知のことと存じます。

【**史料 5 (25)**】1788年8月30日、マウントヴァーノンにて。

拝啓 同封した手紙 [【史料3】] は、封印されずに私のもとに届いたものです(貴殿が受け取られた状態のとおりです)。コクラン大佐の願いを叶えるために、私に何らかの口添えを願いたいとの依頼でした。当該の懐中時計は大佐の家に代々伝わるものなので、それゆえ、その時計の本来の値打ち以上の価値があると思われます。もしも今、お手元にその懐中時計をお持ちならば、貴殿の性分ゆえ、彼 [コクラン大佐] を喜ばせるべく取り計らってくださるでしょうし、もしも別の方がお持ちならば、取り戻すべくご尽力いただけるものと確信いたします。/ 付言いたしますならば、そのどちらの場合でも、時計の送付等に関して私がお役に立てれば幸いです。

【史料6】1788年9月、ニューヨークにて。

拝啓 友情に溢れ、また気さくな先月28日付の閣下のお手紙 [【史料4(24)】]、無事落手いたしました。モーガン将軍への私の申し入れをご支援いただき、感謝申し上げます。事の次第を申しますと、ヨークタウンでコクラン少佐が戦死した際、その場からイギリス軍の兵士が懐中時計を盗み出し、それを彼 [モーガン] がわずかのお金で買い取ったということです。/ 親愛なる閣下、万一、状況へのためらいから、貴殿が辞退のご意向を固められるのであれ

ば、私にとって心痛の極みです。もちろん私は、そのような状況が現に存在することに驚きはいたしませんし、また、究極の決断を延ばすのが分別だという、貴殿の用心深いお考えには同意せざるを得ません。にもかかわらず、私はこの件について熟慮を重ね、一つの結論にたどり着きました(それを記すのに何のためらいもございません)。すなわち、確実に国家の総意であるところのこと [ワシントンの大統領就任] を甘んじてお受けいただきたいというのが、あらゆる公が、また個人が、貴殿へ求めるものなのです。先の戦争が終結した時点で、貴殿が完全なる隠遁生活を望まれたのは、自然なことですし、当然でありましょう。もしも革命によって創られた政府が、我慢できる程度の道のりを歩んでいるのであれば、貴殿が隠遁生活に固執されるのも、大いに推奨されるべきことだったでしょう。しかし、今、貴殿を再び公の舞台へといざなわずにはおかないこの危機は、明らかに、貴殿に [大統領職の就任に] 応じる以外、選択肢のない状況をもたらしているものと愚考いたしますし、また、応じられることによって、明らかに貴殿が政府の運営に参画する誓いをなすことになると存じます。

【史料10(26)】1788年10月18日、マウントヴァーノンにて。

拝啓 昨日か一昨日、ここに同封した手紙 [【史料9】他]が私の手元に届きました。貴兄がモーガン将軍に相当額を支払う約束で入手されようとしている懐中時計("wad")[も届きましたが、それ]について、将軍が額をどの程度に見積もっておられるかも、その中に記してあります。時計は鳴り物で、外側のケースには浮き彫り [彫金]が施され、部分的に透かし彫りがなされています。内側のケースは、ほとんど全面、透かし彫りです。古い型の懐中時計で、良き日々を [家族とともに] 見てきたものでしょう。おそらくこの時計の最大の特長は、家に代々伝わっているという事実そのものであって、私が間違っているのでしょうが、この懐中時計が持つ本来の値打ちは、私には解りかねます。動いていない状態で私のもとに届きましたので、ねじを巻かずに、そのまま貴兄にお送りするつもりです。/ もし安全に直接お送りする機会を得ましたら、貴兄のご指示を待たずに転送いたします。もしそのような機会がない場合は、どうすべきかご指示下さい。

【史料11】「1788年9月〕6日 木曜日。

9時頃、フランス公使 [ムスティエ伯] とブレアン侯爵夫人一行は、ニューヨークに戻るべく、[マウントヴァーノンを] 出立した。一行をアレクサンドリアまでお送りし、帰宅して ^{ディナー} 食事をとった。公使はジョージタウンに向かわれ、そこで同市の市民たちから挨拶を受けられた。

【史料12】1788年11月6日、マウントヴァーノンにて。

拝啓 ムスティエ伯は、コクラン海軍大佐の懐中時計を運んでもらうのにうってつけだった ため、その任をお引き受け下さるよう、私の方からお願いいたしました。ワシントン夫人と 私からの、貴兄とハミルトン夫人へのご挨拶とともに、時計を届けてくれるでしょう。 【史料13】[1788年11月18日、ニューヨークにて]。

拝啓 先に貴殿が送られた2通のお手紙 [【史料10 (26)】、【史料12】]、無事に落手いたしました。また貴殿がムスティエ伯に託された懐中時計も届きました。貴殿のこの件に関するご親切、心中より感謝申し上げます。さらにご迷惑をおかけして本当に恐縮ですが、同封の手紙を将軍 [モーガン] にご転送いただけないでしょうか。その中身をお読みいただいて、貴殿にもこの件の事情を知っていただきたく、このようなご無理をお願いする次第です。/ [懐中時計の代金としてモーガン将軍による] 50ギニーの要求は、私にとって思いがけないものでした。このようなことを付言しなければならないのは大変残念なのですが、将軍がこの時計を入手する際に、わずかの金額しか支払わなかった証拠があるからです。ただしこの点については、内密にお願いいたします。どのような形に落ち着きましょうとも、これ以上、この時計の件で貴殿にご迷惑をおかけするつもりはございません。/ ハミルトン夫人からワシントン夫人に心からよろしくとのことでした。私ともども、貴殿らご夫妻にご挨拶申し上げます。

以下、それぞれに史料にそくしながら、解説を加えてゆきたい。まず【史料2】において非常 に目立つ個所、すなわち訳に示した「□□」の部分は、オリジナルの書簡ではブランクとなって いる。しかしワシントンの返信(【史料4】)から、この空白にダニエル・モーガンの名が充てら れることは明らかである。名が明記されていなくとも、添付された【史料3】の手紙が同氏宛と なっていることから、受け取ったワシントンには容易に推測ができたであろう。ダニエル・モー ガンはライフル隊を率いた有能な軍人として広く知られ、独立戦争を描いた映画『パトリオット』 でメル・ギブソンが演じた主人公も、彼をモデル(の一人)としている。独立戦争後は西方に広 大な土地を入手し、大邸宅を建てるなど、一財産を築き、連邦議員も務めている。ハミルトンが 文中にあえて彼の名を記さなかったのは、直接名指しすることを躊躇したためと思われる。当該 の懐中時計をモーガンが入手した経緯に大いに疑念を感じていたことがその理由であろう。のち の書簡、【史料6】と【史料13】にハミルトンが明記しているように、モーガンはイギリス軍の 兵士から、わずかの金と引き替えにその時計を入手したとされているのであり、その情報はおそ らく、存在が想定される【史料1】から得たものであろう。【史料4】でワシントンは、時計の 入手の経緯について「私には想像だにできませんが」とうまくかわしている。ハミルトン、モー ガンの両者に配慮した表現といえよう。【史料2】でハミルトンが「パブリアスの筆名で著した 文書の1セット」と述べているのは、むろん合衆国憲法の解説として不朽の名著『ザ・フェデラ リスト』に他ならない。新聞に発表された論文が最終的に本の形に編まれ、第1巻は同年(1788) 年)3月22日、第2巻は5月28日に上梓された。ペンネームで書かれた同書であるが、当時から その作者はある程度容易に推測されたと思われるものの、この書簡で作者のハミルトン自身が、 「これらの文書の主要な筆者はマディソン氏と私で、ジェイ氏にもご助力いただきました」と記

しており、貴重な証言といえる⁽⁹⁾。

【史料 5 (25)】における「当該の懐中時計は大佐の家に代々伝わるもの」とのワシントンの表現は、【史料 2】もしくは【史料 3】(未発見)にあるハミルトンの記述を下敷きにしたものであろう。ただしそれに続いて、「それゆえ、その時計の本来の値打ち以上の価値があると思われます」と述べているのは興味深い。【史料 10 (26)】と合わせて、ワシントンのこの類の時計(旧来のムーヴメントや意匠)に対する評価が垣間見られる表現である。次の【史料 6】の書簡中の日付は9月のみで、日にちの記載がないが、最後の週と考えられる(10)。なおこの史料は、ワシントンに大統領職への就任をハミルトンが促した史料との意味合いで、The Library of Americaシリーズの1冊に収録されている。しかし同書の編者には、この史料が時計に関わる一連の書簡の一部をなしているとの認識は必ずしも強くないようである(11)。【史料 8】は、懐中時計に添えられた書簡と考えられる。9月ないし10月の日付については【史料 10】の記述からの推定である(ハミルトン宛の書簡も同様)。

その【史料10(26)】では、ワシントンがハミルトンに同封して送った手紙について、"letters" と複数形を使っていることから、同封の手紙が【史料9】のみでなかったことは間違いなかろう。 ただし、【史料8】はモーガンからワシントンに宛てた手紙と推測されるため、これをそのまま ハミルトンに送ったとは考えにくい。転送を依頼されていた別の手紙を同封したと見る方が説得 的ではなかろうか。なお、文中のリピーターとは、定時に鐘を打つソヌリとは異なり、任意の時 刻を鐘の音によって知ることのできる懐中時計の複雑機構で、たとえばクォーター・リピーター は15分ごと、ミニッツ・リピーターは1分ごとの時刻を、釦等の操作によって知ることができる。 暗闇の領域が今日と比べて遥かに大きかった当時、音で時刻を知る必要性は非常に高かったとい える。さらに、ワシントンの記した「古い型の懐中時計」や、「私が間違っているのでしょうが、 この懐中時計が持つ本来の値打ちは、私には解りかねます」などの表現から、この時計が前稿で 写真で示した古典的な懐中時計、すなわちムーブメントに鎖引きのフュージを用いたバージ脱進 機タイプであることが容易に推測され、この頃のワシントンの趣味には合わなかったことも理解 できる。ただし、「外側のケースには浮き彫りが施され、部分的に透かし彫り」で、「内側のケー スは、ほとんど全面、透かし彫り」という描写から、かなり手の込んだ高価なペアケースの時計 であり、ムーブメントはともかくも、装飾的な側面からすれば間違いなく「ファミリー・ウォッ チ」の名に値するものといえよう。

【史料11】はワシントンの日記(表 1-2ではDW)の一節である。この日記には、表中に挙げてある書簡史料の日付に該当する日に(その前後も含めて)、時計に関する記述は一切ない。また、手紙をしたためた旨の記載もない。手紙への言及がまったく見られないのは、彼(のみならず同時代人)が日常的に頻繁に手紙を書いていたため、特に記載する必要を感じなかったためであろうか。ワシントンの日記において多くのスペースを占めるのは、もっぱら自身のプランテーション経営に関する事柄である。また、人と会ったこと(人を訪ねたり、訪ねられたり)につい

ての記載も多い。この史料に登場するムスティエ伯(エレアノール・フランソワ・エリー・ムスティエ伯)とは、フランスからアメリカ合衆国への全権公使で、1788年2月より、召還される1789年10月までその任にあった。ただし、すでに1787年には公使に任ぜられており、1月にはニューヨークに到着していた⁽¹²⁾。彼ら一行がマウントヴァーノンに滞在していたのは11月2日から6日までで、寒さのため、当初の予定よりも早めに滞在を切上げたにもかかわらず、ワシントンの歓待には大いに満足していたとされる⁽¹³⁾。次の【史料12】にあるように、このときワシントンは、ニューヨークに戻るムスティエ伯にコクランの懐中時計を託し、ハミルトンに渡してくれるように依頼したのである。ワシントンの個人的なネットワークが極めて有効に機能している実例といえよう。

【史料13】にハミルトンが記した「わずかの金額しか支払わなかったとの証拠」とは、先述のように、存在が推定されるコクランからハミルトンへの手紙(【史料1】)に述べられていた事柄である可能性が高い。そもそもワシントンに忠実なダニエル・モーガンは、一貫して連邦派の立場をとり、連邦派こそが正当な政府であって、その政府に反対の態度をとる共和派は、いわば国家への敵対者と考えていたようである。その彼が連邦派の中心人物であるハミルトンに対して、この史料にあるように懐中時計を差し出す対価として、50ギニーもの大金を要求しているのは驚きといえよう。しかもモーガンが当該の時計を入手したいささかやましい経緯について、入手金額も含めてハミルトンに知られていることがおそらくモーガンにはわかっていて、なおかつこのような金額を吹っ掛けたのだとすれば、彼の人間性やハミルトンとの人間関係についても、改めて考えさせられるところがあろう。ただしハミルトンの見解とは異なるが、盗んだイギリス兵から直接、モーガンが時計を買ったのではなく、転売されたものを最終的に彼が、当初からすれば高い値段で購入した可能性も完全には否定しきれない。もしそうだとすれば、モーガンはむやみな利益を得ようとしていたわけではないことになろう。ちなみにドン・ヒギンボウサムが著したモーガンに関する詳細な研究書には、この懐中時計の件についての記述はない。140。

かくして以上、数か月にわたるプロセスを経て、コクランの懐中時計はモーガンからワシントンを経由してハミルトンの手に無事に届いた。時計の動きに焦点を当て、わかりやすく図解するならば、表 1-3のようになろう。最終的にハミルトンが時計を落手したのは、ムスティエ伯のマウントヴァーノンからニューヨークへの旅行日程を考慮すると、11月18日に限りなく近い日付が考えられよう。かくしてここにおいて、われわれの探求は大団円を迎えることとなる。しかし

番号	日 付	懐中時計の動き
8	9月/10月	ワシントン 👉 モーガン
11	11月6日	ワシントン ⇒ ムスティエ伯
12-13	11月18日以前*	ハミルトン ← ムスティエ伯

表 1-3 コクラン少佐の懐中時計の動き

^{*【}史料12】(【史料11】と同日)と【史料13】の間にハミルトンが入手。

この一連のやり取りは、イギリス軍人の懐中時計をめぐってアメリカ(退役)軍人たちが織りなした「心温まるエピソード」にすぎないのだろうか。むろんこのエピソードだけでも、当時の英米の国際関係や軍人同士のメンタリティなど、さまざまな示唆を得るところはある。また懐中時計そのものについても、コクランの「ファミリー・ウォッチ」の記述を通じて、当時の典型的な高級時計の機能や意匠など、興味深い諸点が史料上に確認され、それに対するワシントン自身の感想も、本人の言葉で知ることができる。しかし本節の最初に触れたように、それ以上の役割が、この一連の書簡には存在したように思われる。むろん主役はハミルトンとワシントンである。

ハミルトンは、むろん軍人としても有能で、ヨークタウンではワシントンの身近にあって勇猛 果敢に戦い、イギリス側の砦の攻略に危険を承知で出陣し、みごとな戦果をあげている。その彼 にとって、同じ戦場で不幸にして倒れたコクラン少佐は、かつての敵同士とはいえ、もはや敵意 を喚起する存在などではまったくなく、その遺品の返還という家族の願いに、深く心を動かされ たであろうことは容易に推測される。そしてその返還のためには、現在の所有者と思われるモー ガンを説得しなければならず、それには、モーガンが心酔するワシントン本人の助力が不可欠で あったろう。だが一方で、これらの書簡のやり取りを丁寧に追ってゆくと、ハミルトンがこの懐 中時計の件を好機ととらえ、ワシントンに初代大統領職への就任を強く働きかけていることは明 らかである。いやむしろ、合衆国憲法が発効し、懸案だったニューヨーク邦が憲法を批准した直 後に、この一連の書簡のやり取りが始まっている、しかもハミルトンの側から始めていることか ら、次の懸案ともいえる新政府(連邦政府)の構築、とりわけ大統領への就任を依頼するための 「手段」として、彼がこの懐中時計の件を、あえてこの時に持ち出したとも考えられる。なんと なれば、コクランの時計について初めて触れた【史料2】から、すでにワシントンへの大統領職 の依頼の件が記されているからである。つまりこれら一連の書簡史料は、表側では確かに懐中時 計の返却に関するものであるが、その裏では、ワシントンに対する大統領職への就任の説得工作 に他ならないともいえよう。いやむしろ、手紙のついでを装いつつ記されているこちらの件が表 側、すなわち本件で、懐中時計の話は書簡をつなぐための、いわば方便にすぎなかったかもしれ ない。連邦派の領袖で、当時、最大の策士の一人であったハミルトンゆえ、そのような推測も故 なしとしない。そうであれば、この時計返却の事例は結果的に、単なるエピソードを越えた重要 性を有しているのであって、この点についてこれまで十分に指摘されることがなかったのが、む しろ不思議なくらいである。なお、近年邦訳の出た『アレグザンダー・ハミルトン伝』では、 『ザ・フェデラリスト』の著者名を明記してワシントンに送った件(【史料2】にある)が、大統 領就任要請の手掛かりとなったと記している(15)。むろん当該の件にもそのような側面があること は十分に首肯されるものの、書物の送付はいわば一回きりの事象であり、渋るワシントンに何度 も説得を試みるには、いわゆる「ネタ不足」の感なしとしない。この懐中時計に関する書簡のや り取りこそが、連続した、しかも自然な形での説得工作を可能にしたといえよう。事実、初代大 統領選挙は翌1789年の2月4日(開票は4月6日、就任式典は4月30日)であり、説得に絶妙の タイミングとなっている。むろん当時の人々にとって、大統領に相応しい人物はワシントン以外に考えようもなかったし、そもそもワシントンをイメージしつつ、憲法第2条の大統領に関する規定が作成されたともいわれる。だが同時に、当時の人々の心性として、自らそのような役職に名乗り出るというのは考えにくいことであった。あくまでも謙虚な態度で自らは拒絶し、強く推されれば、やむなく出馬するというスタンスが求められたのである。すなわち『老子道徳経』第67章にある、「敢えて天下の先と為らず、故に能く成器の長たり」の態度である。ただワシントンの場合、独立戦争が終結すると、大陸軍の総司令官をあっさりと辞めて故郷に帰った事実にみられるように、【史料4(24)】の証言のごとく、心底からマウントヴァーノンでの暮らしに満足し、公職を固辞したいと考えていた可能性もなしとしない。そしてその場合は、これらの書簡を通じたハミルトンの工作が、結果として功を奏したということになろう。

註

- (1) 拙稿「デジタル史料のなかのワシントン 礼儀・プレジデント・懐中時計」(『名古屋大学文学部研究論集』 170号、2011年)。
- (2) パリのジャン=アントワーヌ・レピーヌ (レピン) は、いわゆるレピーヌ・キャリバーを考案した時計師。ワシントンはこのムーブメントを採用した懐中時計を好んでパリに求め、同工房からヴァーギュル (ヴィルギュル) 脱進機搭載の最新機種を入手している。ヴァーギュル脱進機は必ずしも広く普及しなかったため、今日、この脱進機を搭載した懐中時計は非常に見つけにくいが、奇遇にも筆者は18世紀末にフランスで造られたと推定されるものを所有している (ケースには七宝が施されているが、必ずしも高級品ではない)。
- (3) ドン・ヒギンボウサム (和田光弘他訳) 『将軍ワシントン アメリカにおけるシヴィリアン・コントロール の伝統』 (木鐸社、2003年)、196頁参照。
- (4) 日時計による時間合わせについては、Alice M. Earle, *Home Life in Colonial Days* (London, 1898, rep. Tokyo, 2005), 299; George C. Neumann & Frank J. Kravic, *Collector's Illustrated Encyclopedia of the American Revolution* (Texarkana, Texas, 1997), 261 などを参照。後者には、当時の日時計の写真も掲載されている。
- (5) 『将軍ワシントン』同上、198頁参照。
- (6) Harold C. Syrett, et al. eds., The Papers of Alexander Hamilton, Vol.5 (June 1788-November 1789) (New York, 1962): 202. なお、弟は1790年までに現役を退いている。
- (7) 『ワシントン文書集成』の性格については、拙稿「ジョージ・ワシントンの『帝国』―― 独立革命期における『帝国』の語の使用に関する一考察」(『名古屋大学文学部研究論集』161号、2008年)、第4章を参照。ワシントンの日記は、『ワシントン文書集成』に収められているほか、「議会図書館ワシントン文書」(memory.loc.gov/ammem/gwhtml/gwbib.html/)にも収録されている。
- (8) 「ロタンダ」のホームページのアドレスは、http://rotunda.upress.virginia.edu/index.php?page_id=Homeである。ただし前述のように、『ハミルトン文書集成』を除いて現在刊行中の文書集成がほとんどであり(『ワシントン文書集成』もその一つ)、その意味で「ロタンダ」は「現在進行中」のプロジェクトであり続けるであろう。ただし「ロタンダ」もこの点を考慮して、"Founders Early Access"のセクションを設け、未刊の巻でも、すでにある程度完成しているものについては、このセクションにデジタル版で早々と掲載して利用者の便に供している。なお、この「ロタンダ」の「試行機能」を用いて"watch"の語を検索してみると、建国期の文書集成全体では1,215件、『ワシントン文書集成』のみでは452件、『ハミルトン文書集成』では37件がヒットする。ワシントンについては、前述のように刊行途上のシリーズであり、またハミルトンについては刊行済みではあ

- るが、まだ第9巻までしか電子化が完成していないなどの事情、さらには註部分の扱いの違いなどがあって、 ヒット数が予想よりも少ないのではないかと考えられる。
- (9) 彼ら3名の名は最終的に1802年の新版で明らかとなったが、それぞれの論文(篇)の作者についてはいまだ諸説がある(斎藤眞・中野勝郎訳『ザ・フェデラリスト』(岩波文庫、1999年)、402-3頁)。計量的にその作者、すなわち3名の誰がどの篇を書いたかを同定する研究も盛んである(井上征勝『真贋の科学 計量文献学入門』(朝倉書店、1994年)、83-88頁)。全85篇のうち、51篇がハミルトン、14篇がマディソン、5篇がジェイ、3篇がハミルトンとマディソンの共著であることはすでに明らかにされているが、残りの12篇の執筆者がハミルトンかマディソンが明確でない。計量的な分析の結果、これらの論文はすべてマディソンが書いた可能性が高いとされている。
- (10) Papers of Alexander Hamilton, Vol.5: 220.
- (11) Joanne B. Freeman, ed., Alexander Hamilton, Writings (New York, 2001), 511-23.
- (12) Papers of Alexander Hamilton, Vol.4: 284, 654; Vol.5: 6, 366; Vol.6: 227; Donald Jackson and Dorothy Twohig eds., The Diaries of George Washington, Vol.5 (July 1786 December 1789) (Charlottesville, 1979): 417, 419. 彼は17歳の時にフランス陸軍士官となったが、主に外交畑を歩んだ。1778年にはドイツの領邦への公使、また83年にはロンドンでイギリスとスペインの仲介役を果たし、90年にはプロシア公使となる。フランス革命に際しては、亡命した王族のためにイギリス、プロシア間の交渉にあたった。ただし、彼の経歴の中間地点にあるといえるアメリカ公使の任は、米仏の経済関係を深化させようとの強い意欲にもかかわらず、総じて失敗だった。それはアメリカの共和主義への無理解に起因している部分もあり、彼のアメリカでの評判は取り立てて良いとはいえないものであった。なお、彼について言及している1787年10月15日付のラファイエットの書簡(Papers of Alexander Hamilton, Vol.4: 282-284)において、ラファイエット自身は文中でムスティエ伯(伯爵)と記しているにもかかわらず、当該史料の註においては、ムスティエ侯(侯爵)と記されている(Ibid: 284)。おそらく、『ハミルトン文書集成』の編者がラファイエット侯と錯誤してしまったのであろう。この第4巻の索引も「ムスティエ侯」と記されているが(Ibid:: 736)、第5巻や第6巻の索引では正しくムスティエ伯となっている。第4巻のみの錯誤、誤植であろう。
- (13) Diaries of George Washington, Vol.5: 419.
- (14) Don Higginbotham, Daniel Morgan: Revolutionary Rifleman (Chapel Hill, 1961).
- (15) ロン・チャーナウ (井上廣美訳)『アレグザンダー・ハミルトン伝 アメリカを近代国家につくり上げた天 才政治家(中)』(日経BP社、2005年)、56-57頁。

第2章 未刊行手稿史料の分析 —— 時間を紡ぐ一紙文書

第1節 手稿史料のテクスチャーとテクスト

今日、アメリカの文書館や図書館等にはもちろん重要な史料が数多収められているが、早晩それらが順次、電子化され、ウェブ上で広く公開されてゆくことは間違いなかろう。そしてそのような状況の進捗にともなって、従来、研究者がおこなってきた文書館等での作業が、しだいにその重要性を減じてゆく可能性も否定できない。そのため、これまで文書館に収められることのなかった、いわゆる新史料を市井から発掘し、翻刻・紹介する作業は、一層重要になっているともいえよう。本章で扱う新史料はすべて筆者が個人的に入手したものであり、筆者の個人蔵である。いずれの文書も当初の保管形態はともあれ、最終的に文書館等に史料として収蔵され、居を見つけた品ではなく、アメリカの地で、家系に伝わるコレクション等として、市井に埋もれていたものといえる。これらの一紙文書は、むろん彼の地においても、これまで学問的に紹介されることのなかったものばかりである。そもそも市井に長く伝来する文書の多くは、資産に関わるものがほとんどと

いってよく、とりわけ借金関連の証書(借用証書、受領証書、約束手形等)や土地の売却証書な ど、将来にわたって自ら、もしくは家系の権利を保障・保護するために必要とされた私署証書(私 文書)の類である。また、裁判関連の公正証書(公文書)であっても、やはり借金に関わるものは 多く伝来しているように思われる。また、土地関連など重要な文書は紙(簀の目紙等)ではなく、 より永続性が期待される羊皮紙に記される場合も多い。これまでこのような私的領域に関わる一紙 文書は、必ずしも学問的な関心を十二分に集めてきたとは言いがたいが、その記された内容(テク スト)のみならず、料紙の形態なども考慮することで、さまざまな知見を引き出すことができる。 本章で、あえて折りたたんだ状態の文書の写真や、文書の裏面の写真を掲載しているのもそのため である。たとえば日本史における古文書の「端裏書」のように、西洋の古文書の場合も早見のた め、やはり折った際に表にくる裏面には、本文の要旨や日付などが記されていることも多く、そこ からは貴重な情報が得られる(1)。紙の価値の高かった当時、その裏側まで有効に使われていたので あって、われわれが失いかけている習慣ともいえる。さらに、さまざまな裏書の情報まで合わせて 見ることで、一紙文書ではあるが、記載事象について時系列に沿った展開、すなわち一連の経過が わかる場合もある。つまり、当該の一紙文書の史料は、自らの中に時間の経過を刻みこんでいると もいえよう。ともあれ現在、このような未刊行・未紹介の一紙文書など、18世紀後半のアメリカ の史料を中心に、120点以上を個人的に所有しているが、前述のように、多くは受取証書や土地関 連の証書、約束手形、借金等の返還に関わる民事関係の書類、軍票の類など、財産に関わるものが そのほとんどを占める。財産に関わる証書類は、当該の本人および家族にとっては極めて重要な書 類であり、残るべくして残ったものといってよかろう。

まずはその類の一例として、1779年3月25日にボストンで作成された債務証書を見てみよう。 【史料 A】(本稿45頁)がそれであり、原文テクストの釈文と訳を掲げたい([] は筆者が補った語。/ は改行の意)。

⟨ro.⟩

Boston, March 25th 1779. Borrowed & Received of Mr. / Pascal N. Smith in behalf of the Town of Boston / — Thirty pounds, which I promise to repay to him / or his order out of the present Tax with Interest / untill [until] paid. David Jeffries Town Trear [Treasurer] / £30 — /

David Jeffries's Note / Hand, March 25th 1779 / £30 — / 30-0-0 / 10 mon^t [months] Intr [Interest] / 1-7-0 / £31-7-0 /

《vo.: I.》

Paschal N. Smith / Sumner /

《表》

1779年3月25日、ボストン。パスカル・N・スミス氏より、ボストン市のため [ボストン市の代理として、振出人として] 30 ポンドを借入し、受領。返済まで利付で、氏もしくは氏の

指図人に現行の税より返済 [相殺] することを約束する。デイヴィッド・ジェフリーズ、市 出納官。30ポンド。[以上、ジェフリーズ筆]

《裏右》

デイヴィッド・ジェフリーズの預り証 [手形]。署名。1779年3月25日。30ポンド。[以上、スミス筆] 30ポンド・0シリング・0ペニー、10か月分の利息、1ポンド・7シリング・0ペニー、計31ポンド・7シリング・0ペニー。[以上、サムナー筆?]

《裏左》

パスカル・N・スミス [スミス自署] サムナー [サムナー自署]

本史料はボストン市の発行した債務証書(一定額の負債を返済する意思を明記した有価証券)であり、指図人への支払いが明記され、裏書譲渡が認められているため、むろん単なる借用証書ではなく、約束手形に近い(借用証書や受取証書は証拠証券で有価証券ではなく、裏書きしても債権移転の効力は生じない)。しかし支払期日や利率が指定されておらず、約束手形でしばしば見られる対価受領文句("For Value Received")に近似する語は入っているが、本文の冒頭は"Borrowed"であり、借用証書を連想させる。さらに債権者が市に支払うはずの税金で相殺する点においては、マサチューセッツ湾植民地における伝統的な紙幣発行の様式に準じており、その意味で紙幣と言いうる面もある。このように小片ながらも多様な側面を持った興味深い史料であるが、裏面の情報が豊富で、返済の様子を窺い知ることができることから、時系列を体現した史料ともいえる。

独立革命の最中に発行されており、文中の30ポンドは革命遂行のための資金募集であろう。この金額については、数字の追加などの改竄を防ぐため、状況に応じて数字の前、もしくは後に線が引かれている。さらにこの料紙には罫線が印刷(もしくは記入)されており、表と裏でその間隔の差異がほぼ同一であるところから、一種の偽造対策(インデントの代わり)とも考えられる。作成日は四季支払日のお告げの日(3月25日)となっており、やはりこの日に金銭に関わる契約が結ばれたことがわかる。

裏面に注目しよう。まず、スミスの手になる「預り証。署名」等の記載は、この証書のいわばタイトルであり、スミスが本証書を半分に折りたたんで保管する際に、裏面からその内容が一目でわかるように記したもので、先の「端裏書」に相当する文言であろう(「署名」の語は、表面にジェフリーズの署名があることを意味していると思われる)。そして利子の計算の記載は、利付で市の返済が完了したことを示していよう。すなわちスミスの納税分(の一部)から、この合計金額が差し引かれたのである。10か月分の利子が計算されているので、市による返済(市への納税)は10か月後だったと推測される。そして、利子の計算や支払いを担当したのは、裏面に署名のあるサムナーという名の市の担当者と思われる。元利の計算を記した手と、このサムナーの自署は、その向きや筆跡、インクの色などから同一と判断しうるためである。ただしサムナーをスミスの指図人(被裏書人)と考えることも可能で、その場合、スミスによる指図式裏書では

なく、いわゆる白地式裏書によって譲渡を受け、さらにサムナー自らが白地式裏書をして他の者 に譲渡した際の署名(もしくは市から返済を受けた際の署名)ということになろう。すなわちサ ムナーは、利息分を考慮してこの証書をスミスから最初に買い取った人物ということになる。た だし、証書の表には全体にわたって斜線が引かれており、これは返済が完了した際に市当局が引 いたものと思われるため、もしもサムナーを最初の指図人とすると、この斜線を引いたのは別の 人物ということになるが、そのインクの濃さなどは、サムナーの自署と矛盾しない。したがって、 この斜線をサムナーが引いたとすれば、やはりサムナーは市当局者ということになり、最初の考 え方が正しいことになる。まとめるならばこのサムナーの自署の意味は、①市の担当者として元 利をスミスに支払った(相殺した)際のもの、②スミスの指図人として、さらに別の者に裏書譲 渡した際のもの、③スミスの指図人として、市から元利を受領した際の受け取りの意、等の可能 性が考えられるが、②・③の場合は、フルネームでない点が疑念を生じさせる。一方、スミスの 自署の意味については(名のパスカルの綴りが表面と異なっているが、むろんジェフリーズが記 した表の綴りが間違い)、少なくとも次の3つの可能性があろう。①元利を受領した際の受け取 りの意(サムナーの①と対応)、②指図人へ債権を移譲するための裏書(サムナーの②・③と対 応)、③自身の債権を記した証書であることを明示すべく、「端裏書」と同時に記したもの、であ る。ただし「端裏書」と自署のインクは異なっており、また向きも逆になっていることから、異 なる時期に同じ手で記されたと推測され、③の可能性は低いと思われる。

ともあれ、スミスについては①の仮説を採用し、サムナーについては指図人ではなく、市の担当者とすれば(サムナーの①)、この債務証書に記された文言の生成の時系列は次のように推測される。①ジェフリーズによる表の文面の記入、②保管の便のため、スミスが裏右に概略を記入、③10か月後、サムナーによる元利の計算(裏右)、④元利を受領したスミスの署名、および担当したサムナーの署名(裏左)、⑤サムナーによる表への斜線の記入、である。ただし④のサムナーの署名は、③の元利計算と向きが同じこともあり(つまりスミスの署名とは向きが逆)、③と同時に記された可能性もある。なお、スミスがこの証書を、図にあるように2つに折り曲げた形で保管していたことは、折り目のつき方からも明らかであろう。本史料が筆者の個人蔵であるがゆえ、このような折りたたみの再現も、容易におこなうことができるといえよう。ともあれ、この史料には「革命」や「戦争」や「独立」の語は一言も含まれていないが、人々にとって独立革命の身近なあり方、すなわち市への貸付(寄付ではない)という経済行為を通じて、革命の進行を身近に感じさせてくれる史料といえる。

ここでやや大上段に構えて、大きな歴史上の事象を顧みていうならば、たとえば第一次世界大戦は、第二次世界大戦が始まるまで — 当時の近未来予測的な著作等を除けば — 第一次世界大戦ではなく世界大戦であり、同様に百年戦争は、百年戦争中は百年戦争ではなく、三十年戦争も、三十年戦争中は三十年戦争ではなく、七年戦争すら、七年戦争中は七年戦争ではなかった。これは単に名称の問題ではない。後世の歴史家がそのような名称で切り取るところの歴史事象が、

なべて事後的に定義されるものであり、アメリカ独立革命も、むろん例外ではありえない。本章 で検討する史料は、植民地時代から独立革命期まで網羅しているが、借金にまつわる「身近な」 史料に、革命の影響はいかなる形で認められるのか。つまり生活上の身近な事柄に、革命という 政治変動は明確な定義を与えているのか。これも興味深い点であろう。

ともあれ、これから詳細に検討する史料は、財産の差押えに関するものである。財産に関わる私的な問題が、裁判および裁判所命令という形で暴きだされ、その細部まで今日のわれわれが知ることができる。本稿では紙幅の限定もあり、筆者のコレクションの中から時代・地域のバランスを考慮して10点の史料を選定した。すなわち時間的には1730年代から独立革命をはさんだ1780年代まで、空間的にはニューイングランドから南部まで、少ないながらも網羅した。また法律関連の史料の訳は、場合によっては形式よりも内容を重視し、なるべく平易な表現を選んだ。なお、時間、すなわち暦に関して付言すれば、1752年のチェスターフィールド法の施行まで、イギリス帝国内では旧暦が用いられており、カトリック諸国で広く採用されていた新暦(グレゴリウス暦)と比して、18世紀にはおよそ11日ものずれが生じていたのみならず、年始もお告げの日の3月25日とされることが一般的であった⁽²⁾。したがって、今回の10点の史料中、1から4までは旧暦、以後の史料は新暦表記となり、とりわけ旧暦の年始に留意する必要がある(年数の明記されていない史料6については定かでないが、字体からおそらく18世紀後半であろう)。

さて、本節ではまず、史料のテクストの詳細な分析に先立って、モノとしての史料、すなわち 史料の形態、素材の物理的組成 —— ここではテクスチャーと呼称する —— について見ておきたい。本来、このような作業は文書館所蔵の史料では実施しにくいが、私蔵であるがゆえ、容易におこないうるといえる。実測等、実施した作業をまとめたのが表 2-1である。この表中の表記で「料紙」とあるが、【史料 6 】の羊皮紙はもちろん「紙」ではないので、やや不正確な表現であることを承知の上で用いている。この史料以外はすべて、羊皮紙より安価な簀の目紙(laid paper)であり、簀の目状の薄い線が見える。この線は、亜麻等のボロ布を溶かした原料から繊維をすくい取る際に使われる「デックル(漉桁・定型器)」に張られた金属線(真鍮や銅)の痕跡である。そしてこの金属線にさまざまな形の金属線のパーツを加えることで、いわゆる透かしを作ることができる。なお、18世紀末までには網目漉き紙(wove paper)もイギリスで用いられるようになるが、依然として簀の目紙も広く使われており、本史料はすべて後者である。

表中にある「法量」は、原則として縦・横の最大幅を測定した。「厚」については、文書を複数回測定し、最大値に近い数値で最も多く確認されるものを選んだ。各史料の測定結果は表のとおりであるが、形状の均質な史料 $1\sim5$ 、 $7\sim9$ について、法量の平均と標準偏差を求めると、横が $19.3~{\rm cm}$ (標準偏差: $0.35~{\rm cm}$)、縦が $15.6~{\rm cm}$ (標準偏差: $0.84~{\rm cm}$) となる。先述のように、これらの史料の作成された時代が1730年代から80年代まで幅があり、また作成された地域もニューイングランドから南部までカバーしていることを考えるならば、このばらつきの小ささ (特に横の場合) は驚異的であろう。当該の法律関係文書について、時間軸・空間軸において、

表2-1 手稿史料の形態 (テクスチャー)

茶	内		ブリストル(郡)の紋章	ブリストル (郡) もしくは マ湾植民地の紋章?	ブリストル (郡) もしくは マ湾植民地の紋章?	? (蝋を捺し、その上から 小さな紙片で覆う)	? (蝋を捺し、その上から 小さな紙片で覆う)	?(蝋を捺し、その上から 小さな紙片で覆う)	ボルティモア卿の紋章?			"Seal"の語
	材質	l	赤色の蝋	赤色の蝋	赤色の蝋	赤色の蝋	赤色の蝋	赤色?の蝋	エンボス	1	l	半った。
	有無	無	有	有	有	極	有	柜	棰	無	巣	有
載	表		۵.	岷	表	表	岷	I	漸	表	漸	
먑	天地		順	捯	順	順	順	I	捯	捯	割	
かし	内容	I	紋章?	英国王の紋章	英国王の紋章	英国王の紋章	英国王の紋章	I	英国王の紋章	英国王の紋章	英国王の紋章	
剏	有無	無	有	棰	有	有	有	I	单	有	有	無
日 号	画 の の の の の	縦	華	華	類	類	類	I	類	顜	類	横
	料紙	簀の目紙	簀の目紙	簀の目紙	簀の目紙	簀の目紙	簀の目紙	羊皮紙	簀の目紙	簀の目紙	簀の目紙	簀の目紙
	厚 (mm)	0.15	0.12	0.13	0.15	0.14	0.10	0.18	0.12	0.11	0.10	0.13
洪	縦 (cm)	2.9	15.6	16.0	15.9	16.4	15.8	6.1	14.8	13.9	16.7	33.6
1/18	横 (cm)	15.7	19.2	19.7	19.5	19.4	19.1	22.2	19.0	19.8	18.7	20.1
-	大 海 中 中	А	П	2	3	4	5	9	7	∞	6	10

テクストのみならず用紙の面でもある程度一定の様式の採用が求められ、またそのように実行されていたことの証左といえよう。むろん、デックルの大きさによって規定されていた当時の料紙のバラエティの少なさも背景にあると思われるが、ここで対象とした料紙にはほぼすべて、英国王の紋章が漉き込まれており、一般の料紙とは区別されて用いられていた可能性も高い(製紙所が同じであった可能性すらある)。それゆえこのように均質な形状を有していたともいえよう。さらに料紙の厚さであるが、これについては羊皮紙の史料6を除くすべての料紙10点(史料A、 $1\sim5$ 、 $7\sim10$)を対象として計算すると、平均0.13 mm(標準偏差:0.018 mm)となる。厚さにおいてもそのばらつきは小さく、当時の製紙法が時代・地域を問わず、大差がなかったことの反映であろう。

また、「簀の目の向き」の縦・横の表示は、表側の筆記の方向に対する簀の目の向きの意である。たとえば、筆記の方向に対して簀の目の向きが並行の場合、横となる(ここでは必ずしも紙の繊維の向きを意味していないので、あえて横自、縦自の語は用いない)。先に見た【史料A】はその形状からも類推されるように、料紙を縦に使っており、以下の史料がすべて横に用いているのと非常に鮮やかなコントラストをなしている。ただし、当該史料の横の長さが、他の史料の縦の長さにほぼ合致する点に注目すべきであろう。すなわちこの史料の場合、縦に使用する料紙を90度回転させ、横に使用したと考えられるのである。この事実から、一種の紙幣のようなイメージで、この債務証書が作られたと見ることもできよう。このように史料の形態(外観)から、その史料の作成意図(内容)を推測することも可能なのである。ともあれ、【史料A】以外の史料から帰納されるように、基本的には簀の目に平行に筆記・印刷するのが、少なくとも本稿で扱う料紙の使用法といってよかろう。むろんその向きは、料紙のサイズから要請された可能性もある。

次に「透かし」と「記載」(天地・表裏)であるが、もしも英国王の紋章の透かしが料紙に漉き込まれていれば、当該の紋章が左右・上下に非対象であるため、それを手がかりとして、文章に対して料紙の天地が正しい(順当)かどうか、また料紙の表裏のどちらを用いているかがわかる(ここでは透かしが正しく見える面を料紙(テクストではなく)の表とする)。逆にいえば、「天地」や「表裏」の表記は、非対称な文様(アルファベットなどでもよい)が漉き込まれている文書の場合に限られることとなる。さて、このように透かしから天地と表裏のわかるもののみ観察すると、実にまったくランダムといってよい。これはある意味、驚くべき発見である。すなわち料紙の使用者は、透かしの上下・左右をまったく気にしていない。ただしここに挙げた史料は、完全に手書きの【史料10】(および羊皮紙の【史料6】)を除けば、すべてテクストの一部が印刷されたものであり、天地や表裏を考慮しなかったのは筆記者ではなく、印刷業者である。紙の表裏の性質の差が、和紙ほどには大きくなかったためか、印刷する際に業者は透かしを気にすることなく、簀の目の向きのみに留意しつつ、適切な大きさに裁断した紙を湿らせて重ね、ランダムにセットしていたと考えられる(3)。

最後に捺印について見ると、法的な証書であるがゆえ、赤色の蝋で捺印されている史料が多 い。いわゆる捺印証書(deed)であり、今日では捺印に特段の法的効力は与えられていないが、 当時はこれにより文書に特別な法的重要性が付与されたのである。ただし蝋の節約の意図もある のか、付けられた蝋の量よりも印章の方が大きく、捺された紋章の全貌がつかめないため、紋章 の種別は推測するしかない。【史料1】の捺印は「ブリストル」の語がかろうじて確認されるこ とから、ブリストル(郡)の紋章と判断できる幸運な例である。また他の文書との接触を防ぐた めか、蝋の上から小さな紙片で覆ったものもあり(3点)、この3点の紙片をめくってみても、紋 章の種別を同定することはできなかった。むしろこのように紙片が付された場合、用いられた蝋 がわずかで、正式な印章を用いて捺していない可能性すらある。そもそも捺印そのものが象徴的 な存在であるが、印章を用いない ―― 少なくとも紋章を人目にさらさない処置をする ―― ので あれば、それはさらに象徴的(抽象的)な捺印といえよう。また、この捺印に代替するものとし て、【史料7】ではエンボス、【史料10】では手書きの"Seal"の語が用いられている。エンボスが 押された史料の状態はかなり良い方であるが、エンボス自体はかろうじてその一部がわかるのみ である。手書きの"Seal"の語を署名の後に付す簡便な手法は、他の史料でも散見されるため、一 定の法的意義は認められたと考えられるが、おそらくはあくまでも署名に付随するものであって、 他の史料のように署名とは独立して、文書の最初に付された捺印に完全に代替するとは言いにく いであろう。

以上、本章で扱う史料のテクスチャーについて概観してきたが、次節では各史料のテクストの 内部に入ってゆきたい。

第2節 差押え関連史料のテクストの分析

本節ではまず、史料の原文テクストの釈文を記し、次いで一点ずつ、なるべく平易な訳を示しながら、註解・解説を加えてゆきたい⁽⁴⁾。それぞれの史料の具体相は個人的な内容ながら、その細部は社会史上の興味深い事実に満ちている。紙幅の関係上、10点すべての史料を完全な形で紹介することはかなわないが、典型的な史料や鍵となる部分を中心に採り、本節の最後に全史料のテクストの内容をまとめた一覧表を提示して解説を付すことで、すべての紹介に替えたい。

(1) 原文テクスト釈文

【史料1】

(ro.) [underlined: printed, not handwritten]

Bristol, ss. *GEORGE* the Second, by the Grace of GOD, of Great- / Britain, France and Ireland, KING, Defender of the Faith, etc. /

To the Sheriff of Our County of Bristol his Under-Sheriff or Deputy, Greeting. /

<u>We Command you to Attach the Goods or Estate of Garsham Ma</u> / Manchestor of peelgrim [pilgrim] in y^e [the] County of bristol affor^d [aforesaid] - Husbandman / otherwise Called Garsham

Manchestor of Tiner Town in ye County of / bristol in ye provence [province] of ye Masachuset [Massachusetts] bay in newengland [New England] yeamon [yeoman] / to the Value of Twnety Pounds, and for want thereof to take the Body / of the said Garsham Manchestor / (if he may be found in your Precinct) and him safely keep, / so that you have him before Our Justices of Our Inferiour Court of Common / Pleas next, to be Holden at Bristol, within and for Our said County of Bristol, on / the second Tuesday of July next: Then and there in Our said Court to / Answer unto Edward Howard of Dartmouth in ye County & provence aford [aforesaid]. /

[six handwritten lines omitted]

To the Damage of the said Edward Howard as he saith [says] / the Sum of Twenty *Pounds*; which shall then and there be made to / Appear with other due Damages; And have you there this Writ, with your Doings / therein. Witness Geth Williams Esq; at Bristol the nineteenth / Day of June In the tenth Year of Our Reign. *Annoque Domini*, 1736 / Timothy Fales bar [barrister] [or Cler [Clerk]] /

《vo.》

Howard vs / Manchestor /

Bristoll [Bristoll ss June, 28^{th} 1736 / Then by order of the attorney I attached the houshold [household] / Goods of y^e [the] defen^t [defendant] showed to me by his Wife to be his / proper estate & left a Summons at his house at y^e same time / Pr [Per] Thomas Ehreepe Deputy sheriff /

Joseph Howland /

【史料3】 (表面テクスト・文中手書き部分9行のみ)

⟨ro.⟩

William Hopkins of Providence in the County / of Providence in the Colony of Rhoadisland [Rhode Island] etc Esq $^{\rm r}$ [Esquire]: in a plea of y $^{\rm e}$ [the] / Case for that the Deft [Defendant] att [at] a place Called Providence (to it) in Taunton / aforesaid on the first Day of October A D 1748 became Justly / indebted to the Plef [Plaintiff] the Sum of One Hundred and fifty Pounds old / Tenor and by his note of that Date then and there Promist [Promised] to pay the Same / to the Plef on the first Day of January then next Enseuing [Ensuing] the Date / of the sd [said] note: yet the Deft Altho' [Although]: oft Requested thereto has not paid the / Same to the Plef and Still neglects it -------/

【史料 4】

《ro.》[underlined: printed, not handwritten]

Plimouth [Plymouth], ss. *GEORGE* the Second, by the Grace of GOD, of *Great Britain*, / *France* and *Ireland*, KING, Defender of the Faith, etc. /

To the Sheriff of Our County of Suffolk his Under Sheriff or Deputy, (Greeting.) / or Constabels [Constables] of the Town of hingham with in \$\hat{s}\$ [this] County or Either of them / We Command you to Attach the Goods or Estate of Jeremiah Chubbuk / of hingham in our County of Suffolk Gent [Gentleman] / to the Value of five Pounds, and for want thereof to take the / Body of the said Jeremiah Chubbuk (if he / may be found in your Precinct) and him safely keep, so that you have / him before Our Justices of Our Inferiour Court of Common Pleas, next / to be Holden at

Plymouth within and for Our said County of *Plimouth*, on the / Third <u>Tuesday of May next Then</u> and there in Our said Court to Answer / unto Ephraim Otis of Seituate in the County of Plymouth

[nine handwritten lines omitted]

To the Damage of the said Ephraim Oits [Otis] (as he said) / the Sum of five *Pounds*; which shall then and there be made / to appear, with other due Damages; and have you there this Writ, with your / Doings therein. Witness Nicolas Sewer [Sever?] Esq; at *Plimouth*, this Tuesday third / Day of April In the twenty third Year of Our Reign. *Annoque Domini*, 1750 / Edward Winslow bar [barrister] [or Cler [Clerk]]/

[in pencil, in later ages]

Loyalist / 1714-1784 /

《vo.》

Otis vs Chubbock [Chubbuk] / 26 / Suffolk ss Hingham Aprill [April] 28^{th} 1750 / Pursuant to this writl [writ] I haue [have] attached a pure / of oxen of the defendants and left a Sumnons [Summons] / as the law directs / n^o . 26 per me Saml [Samuel] Gamet Jr Constabell [Constable] / Jas [James] Hovey \int atto [attorney] /

[in pencil, in later ages]

Noted Judge / Loyalist /

【史料6】

⟨ro.⟩

[City] and County of New York ss The Sheriff is commanded that he take Samuel Little if he be found / in his Bailiwick and him safely keep so that he may have his Body before the / Lord the King at the City of New York on the last Tuesday in July next to answer to / James Burne of a plea of Trespass, and also to a Bill of the same James Burne / for Three hundred --------[hyphenated on some scraped words] Pounds upon assumption according to the Customs of / the Court of [inserted words] / the same Lord the King before the King himself to be exhibited and that he / have then there this Precept By Bill / Kempe Atty [Attorney]: Clarke Jun^r [Junior]: /

《vo.》

Not found / J Roberts, Sheriff /

【史料 7】 (表面テクストのみ)

《ro.》[underlined: printed, not handwritten]

Baltimore County, / To wit. Frederick absolute Lord and / Proprietary of the Provinces of Maryland and Avelon [Avalon], / Lord Baron of Baltimore, and so forth. To the / Sheriff of our County of Baltimore Greeting. We command / you that you take John Flisor Cole of Baltimore / County Yeoman otherwise called / John Flisor of Baltimore County with(in?) / Province of Maryland Labourer /

if he shall be found in your Bailiwick, and him safe keep, so that you have his / Body before the Justices of our County Court, to be held for our County of Baltimore / aforesaid, at the Court House in the same County, on the first Tuesday in November / next, to Answer unto John

Daugherty of a Plea / that he render unto him the sum of twenty / seven Pounds five shillings Current Money / which to him he owes & unsustly [unsustainably] detains / and so / forth, hereof you are not to fail, and have you then there this Writ. Witness / Thomas Framklin Gentleman, presiding Justice of our said / Court the 6 Day of September in the 18 / Year of our Dominion, and so forth, and in the Year of our Lord God One Thousand / Seven Hundred and 68 Issued on the 8 Day of September] 1768 / (R Alexander) /

【史料8】(裏面テクストのみ)

《vo.》

Craig / vs / Mooumans / Subp a [Subpoena] / Ex d [Executed] on Mastin & / Love &c / R Alexander / W [We] Jury find for the plaintife [plaintiff] £8 / W m Read for mo [?] [majority opinion?] /

【史料9】

⟨ro.⟩ [underlined: printed, not handwritten]

George the Third, by the Grace of God of *Great Britain, France*, and / *Ireland*, King, Defender of the Faith, &c. to the Sheriff of Fincastle / County, greeting: We command you that you attach so much of the Goods and Chattles [Chattels] of the within named Robert / Patterson / as will be sufficient to satisfy and pay the within mentioned / Sum of fifty pounds / and Costs, and that you secure the same / in your Hands, or otherwise provide that it may be forthcoming and liable for / Payment thereof, as our Justices of our said Court, at the Courthouse, on the / first tuesday in August next, shall in / that Part consider; and have then there this Writ. Witness John Byrd / Clerk of our said Court, at the Courthouse, / the 12 Day of July in the 13 / Year of our Reign. John Byrd /

Abraham Bledsoe pltf [plaintiff] / vs / Rob^t [Robert] Patterson deft [defendant] / case /

The deft not appearing on the motion of the pltf by his att: y [attorney]. an attachm: t [attachment] is / awarded him against the Estate of the P [Patterson]: deft for the sum of Fifty Pounds & Cost / returnable here at the next Court / John Byrd /

(vo)

[Bl]edsoe / vs / Patterson / atta [attachment] / Ex^d [Executed] on a / Drawing knife / Jn^o [John] Lloy^d / we of the Jurey [Jury] finds [find] for the / plandiff [plaintiff] £6. 0. 0 / John Reed /

【史料10】

 $\langle ro. \rangle$

State of North Carolina / Rowan County /

To the Sheriff or any constable of / said County Greeting. /

Whereas John Hagin Complains to me a Justice / of the peace for said County, upon oath that James / Kerr late of Salisbury in County Aforesaid is Justly / indebted to him in the sum of twenty six pounds six shillings / money of said state and Oath also being made that the / said James Kerr hath removed himself out of said State so / that the Ordinary process of law cannot be served on him. / and the said John Hagin having Given Bond and Security / Agreeable to Act of Assembly in such Case made and pro= / vided. We therefore

command you that you Attach the Estate / of the said James Kerr if to be found in your County or so / much thereof repleviable on Security given as shall be of / Value sufficient to satisfy the above Debt and Costs - / as to compel the said James Kerr to appear and answer / the above Complaint, and such Estate, thus Attached, you / are in your Hands to Secure, or so to provide that the / same may be had before the Justices of the of the [as is] Court to / to [as is] be held for said County of Rowan in the Town of Salisbury / on the first Monday in February next, that further proceed= / ings may be had thereupon, and have you then and / there this Writ. Witness William Cathey a Justice of / said County Court this $27^{\rm th}$ day of January 1785 / Will Cathey / $\langle vo. \rangle$

John Hagin / Attachment / ag $^{\rm t}$ [against] / James Kerrs Estate / In [or Do] February 85 Term — / Executed & / Attachd [Attached] one / Negroe [Negro] Girl / Name Jenney / at Michael Frogs / by P [or G] Faust DS /

For plaintiff / Jon Monury / Attorny [Attorney] /

(2) テクストの訳・註解・解説

【史料1】

《表》

ブリストル裁判管轄区。神の恩寵によりグレートブリテン・フランス・アイルランドの王、信仰の擁護者等たるジョージ2世 [より]。我が [①] ブリストル郡の保安官、副保安官もしくは保安官代理へ。朕は汝に以下のことを命ずる。上記ブリストル郡のピルグリムにして農民 [ハズバンドマン]、ガーシャム・マンチェスターの家財・財産を20ポンドの価値分まで差押えるように [②]。彼はニューイングランドのマサチューセッツ湾植民地、ブリストル郡タイナータウンのヨーマン、ガーシャム・マンチェスターとも呼ばれている。不足の場合は、上記ガーシャム・マンチェスターの身柄を(同人が貴殿の管轄域内で見つかったならば)確保、保護し、翌7月の第2火曜日に我がブリストル郡のためにブリストルで開かれる次回の民事訴訟下級法廷の判事諸氏の前に連れて来ること。当日、その上記法廷にて、上記植民地および上記郡のダートマス在住のエドワード・ハワードに対して申し開きをさせること。

[手書き部分6行中略]

上記エドワード・ハワードの申し述べるとおり、同人の損害、計20ポンド相当分は、当日その場にて、他のしかるべき損害賠償分とともに提出されるべきこと。貴殿は、関連する必要なものとともに、本令状を持参すること。証人、ゲス・ウィリアムズ殿。本日、朕の治世10年目、そして主の年[西暦]1736年6月の19日[③]、ブリストルにて。ティモシー・フェイルズ、法廷弁護士[④]。

《裏》

ハワード対マンチェスター

ブリストル裁判管轄区。1736年6月28日。

それゆえ同弁護士 [⑤] の命により、被告の家財を差押えた。それらは、被告の妻が被告自身の財産であるとして私に示したものである。また同時に、被告の家に召喚状を置いてきた。 自署、トマス・エリープ [?] 保安官代理。

ジョゼフ・ハウランド [6]

- ①国王にとっての"Our"の意。むろん君主の用いる複数形である。
- ②差押えられた財産の最終的な処分は次回の裁判で決せられると考えられるため、正確には仮差押えである $^{(5)}$ 。
- ③ジョージ2世の治世10年目は1736年の6月11日から始まるため、6月19日は10年目に入っている $^{(6)}$ 。
- ④法曹一元が原則であるから、判事も法廷弁護士としての資格を有しているため、このような表記がなされたと考えられる。本文とは明らかに筆跡が異なっており、裁判所書記官が本文を記した後に、フェイルズがこの署名のみしたと考えるのが妥当であろう。もっとも文字の形からだけ見れば、この署名の最後の語を「裁判所書記官」の略と読むことも不可能ではないが、上記のように筆跡が本文と異なっていることから、やや無理があるように思われる(ただし、下位の書記官に本文を書かせたと考えると辻褄は合う)。フェイルズは【史料2】・【史料3】においても署名をしている。少なくとも12年にわたって、彼がこのような文書に署名する立場にあったことが確認できる。
- ⑤定冠詞が付されているため、あえて「同」とした。上述のように法曹一元が原則であるから、表面に 署名している法廷弁護士、ティモシー・フェイルズを指していると考えるのが妥当であろう。
- ⑥この「ジョゼフ・ハウランド」と、同じく裏面の「ハワード対マンチェスター」とは同じ手で、表側 も明らかにこの人物が記している。したがって裁判所書記官の可能性が高い(この人物の祖先はメイ フラワー号に乗っていたという)。むろん、ティモシー・フェイルズの筆跡ではない。

原文の網掛けは、活字部分における1750年の史料(【史料4】)との違いである。【史料1】~【史料3】は作成時期に最大12年の開きがあるものの、3点とも署名者がティモシー・フェイルズであり、また裁判管轄区もブリストルであって、均質的な史料と言え、活字部分のテクストが酷似しているのも故なしとしない。しかし、同じマサチューセッツ湾植民地でも管轄区がプリマスである【史料4】とは、文書作成の直接的な連続性は必ずしも保証されていないにもかかわらず、テクストがほとんどコピーといってもよいほどの類似性を示しており、同様の文書形式が少なくともマサチューセッツ植民地内で広く共有されていたことがわかる。

また、②で述べたように、本史料に限らず、本章で扱う差押え令状はそのほとんどが、正確に言えば疎明にもとづく「仮差押え令状」である点に留意すべきであろう。なんとなれば、命じられているのは最終的な判決が下される以前、すなわち債務名義が確定する以前の差押えであり、差押えられた品々の処分、帰属は依然として決せられていないからである。しかしながら、史料中に頻出する原語は"attachment"であり、仮差押えを特に意味する"sequestration"や"provisional seizure"などではない(これらの語は一度も出現しない)。むろん"attachment"はそれらのプロセスの一部をなす執行行為の意とも見なしうるが、そもそも仮差押えがそのまま本差押えとなったケースも多いと思われる。これらの理由から、あえてこの"attachment"の語を「仮差押え」と積極的に訳し分ける必要はないと判断した。したがって本稿では、令状にかぎらず、かかる事情・状況を含意した上で「差押え」の語を用いていることを了解されたい。

なお、史料の最初の行中において、郡名の後に記される"ss"の語であるが、解釈に諸説があり、法曹の間でも必ずしも意見の一致を見ていないようである。この語の同様の使用例は、今日の法律文書においてもしばしば見受けられ、植民地時代からの一貫性認めることができよう。法律用語としての"ss"の表記は、ラテン語 "scilicet"の短縮形とされており、その意味は"to wit"、すなわち「すなわち、つまり」となる。しかしあるアメリカ人法律家のウェブサイトに記されているように、この解釈では、郡名の後に置かれる場合、意味をなさない⁽⁷⁾。この法律家は、1つの"s"は"shire"の意で、アメリカにおいては郡を意味し、もう1つの"s"が、前述の"to wit"の意であって、しかもその場合、同語の本来の意味であるところの「知る」に関わっているのではないかとの説を開陳している。一方、ラテン語の"scilicet"の解釈について、裁判管轄区(裁判地、裁判籍)を指し示していると説くものも複数あり、本稿ではこの説を採用する。さらに、"ss"の表記に関して、2つの金文字を表象するものとする説、王座裁判所裁判長のカラーを意味するとの説もあり、一方で、セクションを表す記号に過ぎない("sections")との意見もある⁽⁸⁾。同サイトも述べているように、この表記は法律文書における単なる慣習にすぎず、数百年以上にわたって、特に意味を詮索されることなく、使い続けられてきただけなのかもしれない。

【史料3】

《表》

[原告] ロードアイランド等 [①] 植民地、プロヴィデンス郡のウィリアム・ホプキンズ殿。原告の申立てによれば、被告は先述のトーントン [②] にて、プロヴィデンスと呼称される場所で主の年 [西暦] 1748年10月1日、原告より合計150ポンドのオールド・テナー [③]を正当な手続きで借り受けた。そしてすぐその場で、同日付の手形により、来る1月1日に同金額を支払う旨、原告に約束した。しかるに被告は、何度も催促されているにもかかわらず、同上金額を未だ原告に支払わず、無視し続けている。

- ①ロードアイランド植民地の正式名称は "Rhode Island and Providence Plantations" であり、この「等」は、後半部の「プロヴィデンス入植地」を省略していることになろう。ちなみに現在のロードアイランド州も、正式名称はこの表記である。
- ②1747年に重要な地理的区分の変更が生じており、本史料はそれ以降のものとなる。すなわちマサチューセッツ湾植民地とロードアイランド植民地は長年の境界紛争を解決するため、同年、マ湾植民地のブリストル郡の一部がロードアイランド植民地に割譲され、同植民地にも新たにブリストル郡が設立されたのである。その結果、ブリストルの町自体もロードアイランドのブリストル郡内となり、同町が抜けたマ湾のブリストル郡ではトーントンが郡の首府となった。
- ③「オールド・テナー」とはマサチューセッツ湾植民地が発行した古い紙幣の俗称である。マ湾植民地では1690年12月から紙幣の発行が始まっているが、1737年2月以降に発行された紙幣を「ニュー・テナー」(のちに「ミドル・テナー」)、1742年1月以降の紙幣を「第2ニュー・テナー」(のちに「ニュー・テナー」)と呼び、いわゆるミドル・テナー以前の紙幣がオールド・テナーとなる(オールド・テナーとミドル・テナーの交換比率は3対1)⁽⁹⁾。

前節で指摘したように、本史料の日付(1748年1月30日)は旧暦による表記である。旧暦は年始が3月25日(お告げの日)であるから、他の旧暦期の史料1、2、4の場合にも増して年次に留意しなければならない。すなわち表側のテクストには1748年と記されているが、1月の日付のため、新暦では1749年となる。さらに同テクストに「朕の治世22年目」と併記されており、ジョージ2世の治世22年目は1748年6月11日から49年6月10日までであるため⁽¹⁰⁾、やはり1月が1749年であることがわかる。そもそも西暦と治世年を併記する方法自体、年次のダブルチェックの意味を持っていたであろう。さらにここで訳出したテクストの内容からも、本史料の作成が1749年でなければ時系列上の辻褄が合わなくなる。

また註②で指摘したように、本史料の作成の数年前にロードアイランド植民地との間でブリストル郡の分割があり、本史料もその影響なしとしないが、本件の裁判管轄区は依然としてマサチューセッツ湾植民地のブリストル郡とされている。したがって本件では、原告と被告の所在する植民地が異なっていることになる。なお、テクストにあるように被告の借金の総額はオールド・テナーで150ポンドであるが、差押え金額は55ポンドと記されている。差押え金額の方が借金総額よりも低く設定されている可能性も否定できないが、オールド・テナーをニュー・テナーに換算した金額(ほぼ3分の1)と見るべきであろう。なお、本史料で見たように、他の史料(史料1、2、4)でも、紙幅の都合から捨象した手書きの部分には、申立ての内容などが簡潔に記されている。

【史料 4】

《表》

プリマス裁判管轄区。神の恩寵によりグレートブリテン・フランス・アイルランドの王、信仰の擁護者等たるジョージ2世 [より]。我がサフォーク郡の保安官、副保安官もしくは保安官代理、もしくは本郡ヒンガムの町の警吏諸氏、その双方 [保安官(代理等含む)か警吏の]いずれかへ。朕は汝に以下のことを命ずる。我がサフォーク郡ヒンガム在住のジェントルマン、ジェレマイア・チャブックの家財・財産について、5ポンドの価値分まで差押えるように。不足の場合は、上記ジェレマイア・チャブックの身柄を(同人が貴殿の管轄域内で見つかったならば)確保、保護し、翌5月の第3火曜日に我がプリマス郡のためにプリマスで開かれる次回の民事訴訟下級法廷の判事諸氏の前に連れて来ること。当日、その上記法廷にて、プリマス郡セイタット在住のエフライム・オーティスに対して申し開きをさせること。

「手書き部分9行中略]

(同人の申し述べるとおり)上記エフライム・オーティスの損害、計5ポンド相当分は、当日その場にて、他のしかるべき損害賠償分とともに提出されるべきこと。貴殿は、関連する必要なものとともに、本令状を持参すること。証人、ニコラス・ソーヤー殿。本日、朕の治世23年日、そして主の年「西暦」1750年4月の第3火曜日、プリマスにて。エドワード・

ウィンスロー、法廷弁護士「もしくは裁判所書記官」。

「後世の鉛筆書き] [①]

忠誠派。1714年から1784年。

《裏》

オーティス対チャブック [②]。26。[③]

サフォーク郡裁判管轄区、ヒンガム、1750年4月28日。

本令状に従い、被告の所有する純血の牛 [④] 1頭を差押え、法律に従って召喚状 [⑤] を置いてきた。自署、サム・ジャミット・ジュニア、警吏。第26番。

ジェイムズ・ハヴィー、弁護士。

[後世の鉛筆書き][⑥]

著名な判事。忠誠派。

- ①コレクターによる鉛筆書きである。エドワード・ウィンスローに関するもので、独立革命に際して彼が忠誠派の立場をとったこと、および彼の生没年を記している。エドワード・ウィンスローはジョン・ウィンスロー将軍の兄弟で、ハーヴァード大学を卒業して法曹関連の公職に就いたが、忠誠派としてカナダのハリファックスに脱出し、そこで生涯を閉じている。署名と本文は同じ手と考えられるが、エドワード・ウィンスローの経歴から、彼は判事ではなく、裁判所書記官の立場にあって署名をし、本文も記したと考えるのが妥当であろう。
- ②この裏書のタイトル部分は、たとえば"Otis"の字体が表側とかなり異なることから、表とは異筆とも考えられる。その場合、保管の際の便のため、弁護士が記したとも考えられる。
- ③この26番の表記は、何らかの整理番号である可能性が高い。もし弁護士が書いたとすれば、弁護士に とっての整理番号となろう。
- ④漠然と"ox"といった場合、バイソンなどウシ属の近縁の家畜や野生動物などを指す場合もあるため、あえて"pure"の語を付したものと思われる。
- ⑤召喚状による身柄の確保、および出廷は、債務者監獄へ投獄する必要がある場合は必須であったと考えられる。
- ⑥表の鉛筆書きと同じコレクターの手になる説明。ジェイムズ・ハヴィーを指していると考えられなくもないが、同弁護士との署名とかなり離れていることもあり、おそらくは再度、エドワード・ウィンスローの説明を大きく記したものと思われる。

【史料6】

《表》

ニューヨーク市および郡裁判管轄区。保安官に以下のことを命ずる。管轄域内でサミュエル・リトルを見つけたならば、その身柄を確保、保護し、翌7月の最終火曜日に、ニューヨーク市の国王 [民訴法廷] [①] まで連れて来ること。不法侵入についてのジェイムズ・バーンの申立て、ならびに同ジェイムズ・バーンが肩代わりした300ポンド —— [②] の手形について申し開きをさせること。国王 [民訴] 法廷 [③] の慣習にのっとり、国王の [判事の] 前に [それらの証拠物件を] 提示するとともに、当日その場に本令状を持参すること。[エクイティ上の] 訴状 [④] による。ケンプ、弁護士。クラーク・ジュニア [⑤]

《裏》

見つからず [⑥]。」・ロバーツ、保安官

- ①下の方の行で、"Lord the King"の語の前に"the Court of"の語が挿入されていることから、この箇所も国王法廷、正確には国王民訴法廷(Court of Our Lord the King of Common Pleas)を意味していることは明らかであろう。ニューヨーク植民地は王領植民地であるから、当然ながら法の淵源は国王となり、国王の名のもとに裁判がおこなわれたからである(ちなみに【史料7】で扱う領主植民地のメリーランドにおいては、国王ではなく、領主ボルティモア卿が法源となる)。
- ②おそらくは最初、さらに続けてシリング等の数字を書いたが、何らかの理由で修正が必要となり、それらの数字の表記をナイフ等で削り取ったのち、その上に改めてハイフンを書き加えたものと思われる。ハイフンを書き加えたのは、むろん数字の訂正箇所に空白が存在してはならないからである。
- ③前述のように、この部分に「法廷」の語が挿入されている。
- ④"bill"はエクイティ上の訴訟における訴状の意で、コモンロー上の訴訟では"declaration"となる $^{(11)}$ 。
- ⑤本史料には年次の記載がないが、字体や表記法等から見て、もちろん独立以前、18世紀の半ばから後半にかけての文書と推定される。この「ジュニア」の部分を「6月」と読むことも不可能ではないが、 蓋然性は低い。
- ⑥表側の記載内容に照らせば、差押え物件が見つからなかったのではなく、被告が見つからなかったことを意味していると思われる。

【史料7】

《表》

ボルティモア郡裁判管轄区 [①]。メリーランドおよびアヴァロン植民地の領主にして絶対君主、ボルティモア卿等々のフレドリック [より]。我がボルティモア郡の保安官へ。朕は汝に以下のことを命ずる。ボルティモア郡のヨーマン [自作農]、ジョン・フライザー・コール、もしくはメリーランド植民地内ボルティモア郡のレイバラー [農夫]、ジョン・フライザーと呼ばれる者の身柄を、もし同人が貴殿の管轄域内で見つかったならば確保、保護し、翌11月の第1火曜日に同郡の裁判所 [郡役所] にて、上記ボルティモア郡のために開かれる我が郡の法廷の判事諸氏の前に連れて来ること。同人にジョン・ドーアティが、植民地通貨[②] で総額27ポンド5シリングを貸したが、同人はその負債について、擁護できないほどに [返済を] 待たせているとの [ドーアティの] 申立てについて、ジョン・ドーアティに対して同人に申し開きをさせること [③]。これについて、間違いなく当日その場に本令状を持参すること。証人、トマス・フランクリン、ジェントルマン、我が同裁判所主席判事。朕の統治18年目、そして主の年 [西暦] 1768年9月6日。発行1768年9月8日。(R・アレグザンダー) [④]

- ①"To wit"は"ss"と同義の英語表現である。
- ②「植民地通貨」とは、むろん、メリーランド植民地の通貨(メリーランド・カレンシー)の意である (すなわち本国のポンド・スターリングではない)。同植民地の通貨体系はやや複雑で、時系列的にも 17世紀にはタバコの重量ポンド表示が用いられたが、1710年代以降はカレンシー表記が一般的であっ

た。もちろんカレンシーとスターリング間の為替レートも計算されている⁽¹²⁾。

- ③この部分は、「彼」の主格や目的格が錯綜しており、申立て内容の後半部分もたとえば、「立証の無いまま [債務者監獄に] 拘留されている」との解釈等も不可能ではないが、やや無理があろう。
- ④署名の字体が本文と同じであり、また括弧内に入っていることから、本文を記した裁判所書記官の代 筆である可能性が高い。ちなみにこのR・アレグザンダーは、大陸会議の最初期に議員を務めた人物 で、やがて忠誠派に転じた。イギリスに脱出した後、彼の財産は没収され、彼は再びアメリカの地を 踏むことはなかったという。

植民地時代の史料、【史料1】から【史料9】の中で、この史料は唯一、法源がイギリス国王ではなく、メリーランド植民地領主ボルティモア卿となっている。なんとなれば、メリーランドは領主植民地であり、これ以外の史料(マサチューセッツ、ニューヨーク、ヴァジニアの各植民地のもの)は皆、王領植民地だったからである。ここで領主として名前の挙がっているフレドリックは、第5代メリーランド領主にして第6代ボルティモア卿(最後のボルティモア卿)であり、本国でレイプ事件を起こして社交界から追放され、ヨーロッパ大陸に逃れて各地を転々としながら放蕩の限りを尽くした人物に他ならない。彼については1867年に出版されたメリーランド植民地史の書物も、「最後のフレドリックは、歴代のボルティモア男爵のなかで最悪」と厳しく断じている(13)。彼はすでに名目だけとなっていたアヴァロン植民地(ニューファンドランド)はもちろん、メリーランド植民地にも一度たりとも足を踏み入れることはなく、文字通り名目的な法源以外の何物でもなかったといえる(14)。

なお、たとえばテクスト中の人物、ジョン・ドーアティについては、電子化された『メリーランド文書集成』等で探し出すことができる(全巻ではないが、冊子体の『メリーランド文書集成』も名古屋大学文学部に所蔵されている)。同史料集には、むろん本史料は収録されていないが、同人が別の人物を訴えた際の文書(召喚令状)が収められている⁽¹⁵⁾。また、19世紀半ばに書かれた書物を見ると、同人は独立戦争中、タルボット郡の民兵隊の大尉に任命されていることがわかる⁽¹⁶⁾。

【史料8】

《裏》

クレイグ対ムーマンス、召喚状。

マスティン並びにラブ等に対して執行。R・アレグザンダー。

我々陪審は、原告に8ポンドを認定する。ウィリアム・リード。多数意見を代表して[①]。

①この箇所は読み取りにくく、原告のムーマンスの略とも考えられるが、「多数意見」と判断した。すなわち陪審の評決は全員一致ではなかったことになる。

ヴァジニア植民地ボトトート郡において、ジョージ3世の「治世11年目の7月25日」、すなわち

1771年の同日に発せられた本史料は、他の史料と異なり召喚状そのもの、すなわち裁判の開始に あたって証人に出廷を命じる文書である。紙幅の都合で省略した表面の文章を見れば、その性格 は明らかであるが、ここで翻刻・訳出した裏面にも、「召喚状(Subpoena)」と明記されている。 たとえば【史料1】の裏面などには「被告の家に召喚状を置いてきた」との記載があり、まさに ここで触れられている類の文書を指しているといえる。ただしこの裁判の案件は、表面のテクス トにも詳述されていないために明確にはわからないものの、すでに故人となった人物(I・クレ イグ、"Craig, Decd [Deceased]") を、以前に何らかの宣誓供述をした人物 (P・ムーマンス、 "Mooumans, Dept [Deponent]") が訴え、その審議のために、いわば故人に代わって事情を証言 できる証人を裁判に召喚したものと考えられる。本史料の表面のテクストに原告・被告の表記は ないが、通常(とりわけ裏面では)、最初に書かれる名前の人物が原告、次に書かれる人物が被 告の事例が多いと思われる。しかし本案件ではムーマンスの方が原告とされており、それは同人 が故人(被相続人であろうか)のクレイグを訴えたと考えられるところからも首肯されよう。本 史料の裏面のテクストにおいては、次の【史料9】と同じく、陪審が原告の受け取る弁済額につ いて評決を下したことが明記されている。そもそもこの裏面の文章は、「召喚状」と記した部分 が最初に表面の文章と同時に書かれ、次いで保安官、もしくはその代理と思われるアレグザン ダー(【史料7】とは別人)による執行済みの文言(自著)、最後にリードによる当該の一文が記 されたと考えられる。すなわち、時間の経過がこの短い文章の中に刻み込まれているといえる。 ただしアレグザンダーが召喚を執行したといっても、その召喚対象者の数から考えて(表面には 召喚すべき人物として、追加分も含めて8名が挙げられている)、おそらくは当事者たちを強制 的に連れて来たわけではなく、召喚状の写しを渡した事実を意味していると考えるのが自然であ ろう。つまり、実際に召喚に応じて出廷した証人の数がいかほどだったのかは知りえないものの、 ともかく8月第4火曜日に開かれた裁判では彼らの証言を受けて、最終的な評決がなされたもの と思われる。陪審の判断は全員一致ではなかったが、おそらくはある程度、被告側の事情も斟酌 したものと想像される。だが原告の主張する全債権額が史料に記されていないため、陪審が認め た額の割合がどの程度だったのか、判然としない。まさにその類の点を明らかにしてくれるのが、 次の史料である。

【史料9】

《表》

神の恩寵によりグレートブリテン・フランス・アイルランドの王、信仰の擁護者等たる ジョージ3世 [より]。ファンカースル郡の保安官へ。朕は汝に以下のことを命ずる。本文 書中で称するところのロバート・パターソンの家財・動産 [①] について、本文書中に記さ れた総額50ポンドと訴訟費用を賄うに十分と思われる分だけ、差押えるように。そして同 上の金額分を確保して、貴殿の手元に置くか、もし直ちに確保できない場合は、その [同氏 による] 支払い [供出] に責任を持つように。来る8月の第1火曜日、郡裁判所で開かれる 法廷にて、判事諸氏により当件が審理される。当日その場に、本令状を持参すること。郡裁 判所にて、証人、ジョン・バード、上記裁判所書記官。朕の治世13年目の7月12日 [②]。 ジョン・バード

[③] 原告エイブラハム・ブレッドソー対被告ロバート・パターソン事件。

代理人による原告の申し立てに被告が出廷しなかったため、被告パターソンの財産より総額 50ポンドと訴訟費用を差押え、次回の法廷において、この場で返還すべき旨、裁定された。 ジョン・バード

《裏》

ブレッドソー対パターソン、差押え。 引き削り刀に対して [差押え] 執行。ジョン・ロイド

我々陪審は、原告に6ポンドを認定。ジョン・リード

- ①当時は法律上、いわゆる動産奴隷制が定められていたため、この語は動産・資産としての奴隷をもっぱら含意している可能性がある。
- ②ジョージ3世の治世は1760年10月25日から始まっており、本史料の作成された「治世13年目」の7月12日は、1773年の同日になる。
- ③以下の手書きの部分にも、再度ジョン・バードの署名がなされていることから、最初の署名が付された上部の記載時期と、この手書き部分の記載時期とが異なっている(後者の方が後)と考えれば、後者は8月第1火曜日に開かれた裁判の裁定結果を記したもの、すなわち本差押えの決定と読むこともできる。しかし裏書では陪審が原告に認定した金額が6ポンドと明記されており、満額の裁定と大きな隔たりがあることから、この表面下部の手書き部分は、やはり他の令状史料の手書き部分の機能と同じく、原告の申立ての内容に関して追加的に述べたものとしておくべきであろう。

印刷された部分は、もちろん定型の個所である。上述のごとく、この文書が発せられたジョージ 3世の治世13年目は1773年に相当し、独立革命が加速するボストン茶会事件の年にあたる。茶会事件は12月に発生しており、本文書はその5か月程度前のものとなるが、同事件の原因となった茶法は、すでに5月に制定されている。にもかかわらず、定型文を多用した文面からは、緊迫した政治状況は微塵も感じ取れない。ヴァジニアの西方の郡に住む人々にとって、もっぱらニューイングランドで生じている出来事は、情報へのアクセスが困難なこともあって、リアリティを感じにくかったであろう。また、いわゆる「同じアメリカ人」としてのシンパシィも薄かったと思われる。また、たとえそのような感情を抱く者がいたとしても、大きな政治問題と、個人的な金銭問題は、別の次元に置かれていたといえるかもしれない。この訴訟を起こしたブレッドソーなる人物が、仮に愛国派にシンパシィを抱いていたとしても、強制執行や裁判がイギリス国王の名でなされることに対して、特に問題視はしていなかったのではなかろうか。

裏書の最初の文章は本件のごく簡潔な概略で、この文書をコンパクトに畳んで保管する際に内容がわかりやすいように記された文章と推測されるものの、書記のジョン・バードの手になるも

のかどうか、やや疑念がのこる。とりわけPの字体が表側と異なっており(表側のPの字体にも ヴァリエーションが見られる)、弁護士が記した可能性もある。ともあれ、書記によるものであれ ば、表側の文章と同時に書かれたものとなろう。続く文章は、差押えた品物について記したもの と考えられる。目標の50ポンド強と比して、おそらくはあまりに少額相当の差押え品である。差 押えた品がこれのみかどうか、知るすべはないが、他の記載がないところから、おそらくこの1 点のみだったのではなかろうか。この引き削り刀を差押えられた被告のロバート・パターソンは、 この品から推測する限り、職人であった可能性も高い。おそらくは貧しく、50ポンド強もの弁済 に充てる家財を所有していなかったのであろう。にもかかわらず、なぜこれほどの額の負債を負 うことになったのかは不詳であるが、そもそも出廷していないことから、このような結果は、あ る程度予測できたといえるかもしれない。なお、この文章を記したジョン・ロイドなる人物は、 (仮) 差押えの執行を実際に担当した保安官もしくはその代理と思われる。前述のように、最後に 横書きで記された文章はさらに興味深い。原告のエイブラハム・ブレッドソーに対して、おそら くは8月第1火曜日の裁判を担当した陪審員たちが、6ポンドのみを債権として認定したというの である(史料の写真から明らかなように、この文言は差押え執行の文章を避け、その下に記され ているため、差押えよりも後のものであることがわかる)。もちろん原告の債権が認められたた め、原告の勝訴ではあるが、陪審が認定した額は、被告に弁済を求めていた額のわずか1割強に すぎない。これを判事が最終的な裁定額としたとすれば、必ずしも勝訴とは断じにくい。そもそ も地域のコミュニティにおける裁判であるから、陪審員たちは原告や被告と顔見知りだったとも 考えられ、ある程度、両者の事情や事の成り行きについて知っており、コミュニティの安寧にも 配慮しつつ、現実的な額を設定した可能性がある。6ポンドが被告にとって弁済可能な額だった かどうか知るすべはないが、たとえ出頭して債務者監獄に収監されたとしても、過酷な状況には ならないとの判断によるものかもしれないし、一方で原告側の主張にも配慮しつつ、そこにやや 無理な部分、原告が妥協すべき部分を見出したのかもしれない。ともあれ、当時の地域社会にお いて陪審制が有した優れたバランス機能を示唆する事例といえよう。

【史料10】

《表》

ノースカロライナ州ローワン郡。同郡の保安官もしくは警吏 [の任にある者] へ。

同郡の治安判事たる私に、ジョン・ハギンが宣誓の上、以下の通り訴えている。すなわち同郡のソールズベリーに以前、居住していたジェイムズ・カー [①] が、同州の通貨で総額26ポンド6シリングを彼に借りており、しかも上記ジェイムズ・カーは同州の外へ転居したため、通常の法の手続きが適用できない。上記ジョン・ハギンはこのような事案において州議会が定める法にのっとり、保証金および担保 [②] をすでに供託している。それゆえ我々は汝に以下のことを命ずる。もし上記ジェイムズ・カー [もしくはその財産] が貴郡において

見つかったならば、同人の財産を差押えるか、もしくは上記の負債と訴訟費用を賄うに十分な担保によって回収を図ること。また上記ジェイムズ・カーに対して、[法廷にて] 上記の訴えについて申し開きをさせること。差押えた同人の財産は、貴殿の手元にて確保しておくか、もしくは相当額を、来る2月の第1月曜日、同ローワン郡のためにソールズベリーにて開かれる法廷で、判事諸氏の前に提出させること。その後引き続いて手続きが進められる。当日その場に、本令状を持参すること。証人、ウィリアム・キャシー、同郡裁判所判事。本日1785年1月27日。 ウィル・キャシー

《裏》

ジョン・ハギン。ジェイムズ・カーの財産に対する差押え。[巡回裁判の] 開廷期一。85年2月[③]。保安官代理P・ファウストにより[④]、マイケル・フロッグ[フロッグズ]の所にて、黒人の少女ジェニーの差押えを執行。 原告のために。ジョン・モナリー、弁護士。

- ①大文字のKとHは判読しづらい場合があり、この場合も、"Kerr"ではなく、"Herr"と読む可能性も完全に否定はできない。
- ②この保証金・担保は、差押えの乱用を防ぐ意味を持ち、もし債権者に何らかの誤り等があった場合、 債務者への賠償にも充てられたと考えられる。
- ③"In"の部分は、"Do"、すなわち"ditto"(同上)の略とも読める。
- ④"DS"は、「保安官代理(deputy sheriff)」の意であろう。この文章自体に"T"などの一人称表現がなく、一方、名前を記した箇所の前には"by"の表記のみがあり、"per me"などの自署を意味する表記ではないため、この保安官代理が実際に記したものではないと思われる。筆跡は弁護士の筆跡と酷似しており、やはり弁護士の手になるものであろう。

独立後(パリ条約後)の史料である。当然ながら料紙から英国王の透かしは消えており、紙の質も以前のものと比べてやや粗いように感じられる。もはや法源は英国王でも植民地領主でもないが、文章の文句自体は非常に似通っている。革命を経て、法源が変わったとしても、書式や定型句、さらには法手続きの細部などは、かなりの部分が踏襲されたことがうかがわれる。なお、史料の裏面では、「開廷期―(Term―)」までと、「85年2月(In [or Do] February 85)」以降の文章は手が異なっている。そもそも「開廷期」と「85年2月」は同じ行に記されており、とりわけ"―"と"85"の部分は重なっていることから、別の手による記入であることを示す明白な証左といえよう。なお、「開廷期」の方が行の後ろに書かれているが、筆跡から明らかに、それ以前の文章の筆者によるものである。ともあれ「開廷期」までの文章は、この文書を畳んで保管する時にわかりやすいように付した題目、すなわち内容の要約であり、まちがいなく表と同じ手といえるが、「85年2月」以降の文章は、筆跡からも、最後に署名のある弁護士ジョン・モナリーによるものと思われる。

ともあれ、この裏面の記述は衝撃的である。差押えの対象が、「黒人の少女ジェニー」と記されている。ジェニーが居住していたプランテーションの所有者フロッグと被告カーの関係は不詳

だが、むろん両者には何らかの金銭関係、もしくは親族関係などが想定される。州外へ転居し、差押えの困難なカーの財産に替えて、おそらくは「来る2月の第1月曜日」の裁判に向けて、保安官代理が差押えを執行したのであろう(奴隷は当時、動産扱いであり、金銭執行の対象となりうる)。また、この「来る2月の第1月曜日」と執行日(と考えられる)の「85年2月」が近接していることから、結局、被告が裁判に出廷せず、結果として黒人少女を(仮ではなく)本差押えした可能性も高い。ともあれ、この裏面に書かれた一文は、独立した合衆国が堅持・強化した動産奴隷制の残酷な一面を余すところなく伝えているといえよう。

* * * *

以上、訳出・紹介した史料を含む全10点の表面テクスト、裏面テクストを簡略にまとめたも のが表2-2と表2-3である(前者が表面、後者が裏面)。この表から全体を見渡しながら、さら に解説を追加しておきたい。まず、裁判は火曜日に開廷されることが圧倒的に多いことがわかる。 ただし【史料10】のように、独立後は月曜日に開かれる例もある。また【史料2】・【史料3】に あるように、原告の所在地ではなく、被告の所在地の裁判管轄区で裁判がおこなわれる場合もあ る。その際、郡のみならず、植民地をもまたいで裁判が起こされており、この場合、ロードアイ ンランド植民地の原告が、マサチューセッツ湾植民地の被告に対して訴訟している(ただし、前 述のようにロードアイランドとマサチューセッツの間では境界の移動があり、これらの境界地域 では、ある程度流動的な関係があったと推測される)。被告の職業は、比較的上層の自由農を意 味するヨーマンや、さらに名望家のジェントルマンが登場する一方で、比較的下層の農民を含意 するハズバンドマンや農夫・労働者のレイバラーなども登場する。令状の署名者は法廷弁護士や 書記官、判事らで、前述のように法曹一元の原則により、法廷弁護士は判事の役にあったとも考 えられる。差押え金額(目標金額)は、これらの史料を見る限り最低でも2ポンドで、それ以下 の金額では、裁判が割に合わなかった可能性がある。日付が明確にわかる史料のみに限定し、令 状発行日(表面テクストに記載)から差押え執行日(裏面テクストに記載)の差を計算すると、 9日から24日の幅があるため、発行から執行まではおよそ2~3週間程度のペースであったと推 測される。そして史料の裏面テクストから、われわれはその差押えの結果を知ることができる。 さらに、差押え執行日(裏面)と次回裁判開廷日(表面)を比較すると、このような差押え(す でに【史料1】で縷々説明したように、正確に言えば仮差押え)が、次回の裁判開廷日まで1か 月弱ないし2か月弱の余裕をもって執行されたことがわかる。

また、紙幅の関係で訳出していない【史料5】の表面には、差押え金額(£2)に加えて、訴訟費用として9シリング、さらに保安官等への手数料("Fee")、当該令状の作成費用として1シリング4ペンスが明記されている。訴訟費用を被告から取り立てるのは裁判でごく普通に見られる手続きであり、他の史料にも当然のごとく記されているが、その金額が明記してあるのは他と異なる点といえる。さらに手数料や令状の作成費用まで記されており、この史料を通じて、

表2-2 差押え関連資料の表面テクスト

型数						-			
	令状発行日	(14) WN (41)	裁判管轄区		原	級	Ш	関をせの解符	差 押 え
乗号	(年/月/日)	11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(郡・都市)	開廷日	住 所	住 所	職業等	有白旬汉嘅守	目標金額**
-	1736/6/19	マサチューセッツ	ブリストル郡・ ブリストル	7月第2火曜	ブリストル郡・ ダートマス	ブリストル郡・ タイナータウン	ハズバンドマン /ヨーマン	法廷弁護士*	£20
2	1745/7/9	マサチューセッツ	ブリストル郡	9月第2火曜	ニューポート郡・ ニューポート (ロードアイランド)	ブリストル郡・フリータウン/ ニューポート郡・ニューポート コーポート	ジェントルマン	法还弁護士*	£ 220
3	1748/49/1/30	マサチューセッツ	ブリストル郡	3月第2火曜	プロヴィデンス郡・ ブリストル郡・ プロヴィデンス アトルバラ (ロードアイランド)(マサチューセッツ)	ブリストル郡・ アトルバラ (マサチューセッツ)	ハズバンドマン	法廷弁護士*	£ 55
4	1750/4/ 第3火曜	マサチューセッツ	プリマス郡・ プリマス	5月第3火曜	プリマス郡・ セイタット	サフォーク郡・ ヒンガム	ジェントルマン	法廷弁護士	£2
2	1768/10/10	マサチューセッツ	エセックス郡・ イプスウィッチ	(60日以内)	エセックス郡・ イプスウィッチ	エセックス郡・ イプスウィッチ	ンマーロ	華	£2 (さらに9s の訴訟費用等)
9		ニューヨーク	ニューヨーク郡・ニューヨーク	7月最終火曜				弁 護 士	£300
7	1768/9/6(8)	メリーランド	ボルティモア郡	11月第1火曜		ボルティモア郡	ヨーマン/レイバラー	(裁判所書記官)	(£27/5s)
∞	1771/7/25	ヴァジニア	ポトトート郡	8月第4火曜				裁判所書記官	
6	1773/7/12	ヴァジニア	ファンカースル郡	8月第1火曜				裁判所書記官	£50
10	1785/1/27	ノースカロライナ	ローワン郡・ ソールズベリー	2月第1月曜			(プランター?)	重量	£26/6s

*同一人物(ティモシー・フェイルズ)

**さらに訴訟費用等を金額を明示せずに加えているものも多い。

史料番号	執行日(年/月/日)	執行者役職	差押え物件
1	1736/6/28	保安官代理	家 財
2	1745/7/25	保安官代理	住居(複数)と土地(「道の両側の」)
3	1748/49/2/23	保安官代理	家屋と土地
4	1750/4/28	警 吏	牛1頭
5		警 吏	
6		保 安 官	「見つからず」
7			
8		(保安官等)	(陪審が£8を認定)
9		(保安官等)	引き削り刀(陪審が£6を認定)
10	1785/2/?	保安官代理	黒人の少女

表2-3 差押え関連資料の裏面テクスト

当時の裁判にかかった費用の目安を得ることができる点は大いに注目すべきであろう。また同史料の裏面には、1768年12月12日に負債分と訴訟費用を受領した旨、手書きされている。令状が作成されたのが10月10日であるから、おそらくは「60日以内」の裁判ののち、迅速に事案が解決したものと推測される。

このようにわれわれは、これら差押え令状という一紙文書の表と裏を詳細に検討することで、短期の時間の経過に沿った事象の流れを、まさにアクチュアルな形で読み解くことができる。たとえば【史料3】を例にとると、原告が被告に借金したのが1748年10月1日、被告は翌年1月1日の返済期日を守らず、原告の申立ての結果、裁判所で差押え命令(正確には仮差押え命令)が発せられたのが1月30日、家屋と土地の(仮)差押えを保安官代理が執行したのが2月23日となる。その結果を携えて、3月の第2火曜日に裁判が開かれ、差押えた財産の最終的な処分のあり方が決せられたものと思われる⁽¹⁷⁾。すなわち、まず史料の表面のテクストから原告の訴えの内容、その経緯、差押え命令の内容、そして裏面のテクストから差押えの結果、さらには【史料8】・【史料9】のように、その後の評決結果に至るまで、時間軸の中で把握できるのである。しかもそのような様態は、革命中も独立後も、ある程度一貫して維持されたといえる。ましてや、債務不履行に対する自力救済原理に後退することなどは、まったくなかったのである。

そもそも一個人の財産に関わる一紙文書は、当事者にとっては、重要な類であっても、単独で現存している場合、他の関連史料の発見が期待しにくく、それゆえに比較検討のしにくい性質を有しているといえる。しかしながら、とりわけその裏面に注目することで、われわれは歴史事象の時間軸の厚みを手にすることができるのであり、この点に改めて留意する必要があろう。文書館に収められていない、これら未刊行の手稿史料は、注意深く耳を澄ますならば、歴史の女神クリオの微かな声を、われわれに届けてくれるのである。

註

- (1) むろん一紙文書が書簡の場合は、裏面に宛先(受信人の住所氏名)が記されており、これを受け取った受信人が保管の便のため、さらに発信人の氏名や日付等を書き加える場合がある。
- (2) 拙著『紫煙と帝国 アメリカ南部タバコ植民地の社会と経済』(名古屋大学出版会、2000年)、11頁参照。
- (3) 植民地時代の製紙については、たとえば、James S. Wamsley et al., The Crafts of Williamsburg (Williamsburg, Va., 1982), 8-9を参照。網目漉き紙については、B.J. McMullin, "Watermarks and the Definition of Format in British Paper, 1794 Circa 1830," Studies in Bibliography 56 (2003–2004)を参照。同論文が掲載する透かし文様の配置パターンから推測すると、料紙の天地はそもそも考慮されていなかった可能性がある(Ibid., 296)。なお、本章で扱う史料の多くは、裏面の筆記部分の向きが表面の向きと一致している(すなわち簀の目の向きと一致している)が、折りたたんだ際の都合等により、一部が表面と異なる向きで筆記されている場合もある(史料A、5、8、9)。また、他の史料(とりわけフランスのもの)では、そもそも簀の目に対して縦に筆記している例も散見される。
- (4) 手書きの原文テクストはインクが消えかかってかなり読みにくい個所もあり、また語の綴り方や略記法が史料の作成者の任意の部分もあるため、筆者としては万全を期したつもりであるが、釈文のみならず、訳においても必ずしも十全でない可能性は否定できない。読者のご批判を賜りたい。
- (5) 金銭による賠償は基本的にコモンロー上の権利であり、モノに関しても、債務の弁済がなされるまで目的物を 留置するリーエンの権利(留置権・先取特権)が同法上で認められている。しかし、相手方が債務を履行しな い時に、目的物を占有せずに、競売する権利を認めるのは、エクイティ上の救済手段とされる。(たとえば、 田中英夫『英米法のことば』有斐閣、1986年、第16章、第21章等)。
- (6) C.R. Cheney, ed., Handbook of Dates for Students of English History (London, 1945, rep., 1996), 28.
- (7) "What's in a Word An Adventure in Legal Lexicography IVKDLaw" (サイトのアドレスは省略)。
- (8) これらの見解は、"Learnglish: Abbreviation S.S. Help needed" (サイトのアドレスは省略)。
- (9) Eric P. Newman, The Early Paper Money of America, 4th ed. (Isola, Wis., 1997), 179-197.
- (10) Cheney, ed., Handbook of Dates, 28.
- (11) 田中『英米法のことば』、169頁。
- (12) 拙著『紫煙と帝国』、186頁等。
- (13) 筆者蔵の古書。Edward D. Neill, *Terra Mariae; or Threads of Maryland Colonial History* (Philadelphia, 1867), 237.
- (14) 拙著『紫煙と帝国』、第1章参照。
- (15) Archives of Maryland, Vol.543: 260.
- (16) George William Brown, The Origin and Growth of Civil Liberty in Maryland: A Discourse Delivered by Geo. Wm. Brown before the Maryland Historical Society, Baltimore, April 12, 1850 (Baltimore, 1850), 429.
- (17) このケースでは、差押えの目標金額に対して、ある程度満足のいく物件の差押えがなされたとも考えられるが、たとえば差押えがあまりに少額相当分にすぎなかった場合などは、たとえバランスのとれた陪審の評決が出されたとしても、そのまま本差押えとなった可能性はきわめて高く、もし被告の身柄が確保されていれば、債務者監獄へ収監されたと考えられる。

[追記]本稿脱稿後、関連する新史料を1点入手した。マサチューセッツ湾植民地ブリストル裁判管轄区において作成された1731年1月18日付の一紙文書で、赤色の蝋の捺印があり、文面の一部は【史料1】等と酷似しているがさらに長く、料紙の形状も縦長である。本史料は仮差押え執行後に開かれた裁判で下された最終的な裁定・判決文と考えられる(早い時期の文書ゆえ、仮差押えの過程が省略されている可能性もある)。差押え金額が不十分な被告に対して、当時の習いどおり債務者監獄("Goal"(史料のママ))への投獄を命じており、仮差押えの段階では身柄を「確保・保護」されていた被告は、ここに至って囚人とされた。ただし本史料の裏書によれば、執行にあたった副保安官は被告本人も差押え物件も確保することはできなかったようである。なお、本史料にはやはりティモシー・フェイルズが自署しており、彼の在職は文中で触れた年数(12年)よりもさらに5年以上遡ることがわかる。

Abstract

Digital Historical Documents and Unpublished Manuscripts on 18th Century America (I): George Washington, Pocket Watches, and Writs of Attachment

Mitsuhiro WADA

This paper investigates several interesting aspects of 18th century America utilizing two different kinds of historical documents: digital documents and unpublished manuscripts. The specific themes dealt with here are pocket watches concerning George Washington as for digital documents, and writs of attachment issued by (colonial) American courts as for unpublished manuscripts. The chapter 1 of this paper on the former theme is a sequel to the chapter 3 of my article published on this journal last year ("George Washington in Digital Historical Documents") and further development of the theme by using the full-text searching function equipped in the digitized *Writings of George Washington form the Original Manuscript Sources*, etc. The chapter 2 of this paper on the latter theme analyzes newly found manuscripts privately owed by the author of this paper. After describing physical characteristics, or "texture," of the manuscripts, I put the texts of the documents into print, put them into Japanese and annotate them.

Several facts found include: Systematic regulations of setting the time in the Continental Army; Gravity of the topic of the late British officer's pocket watch in calling on George Washington to run for the first presidency of the U.S.; Interesting physical characteristics of the manuscripts (laid paper) of 18th century America; Importance of endorsement on the verso of the manuscripts of one-sheet type in investigating the whole chronological process of each attachment case including its consequence in a concrete way; Consistency of (colonial) American law enforcement processes throughout the 18th century.